

龜山市下水道施設包括的民間業務委託

要求水準書

令和8年5月

龜山市

この要求水準書は、亀山市（以下「市」という。）が実施する亀山市下水道施設包括的民間業務委託（以下「業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に求める事業の水準等を定めたものであり、事業に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。）。

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 提案評価基準
- ③ 契約書（案）
- ④ 様式集

参加者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

要求水準書では、以下のように用語を定義する。要求水準書で定めのない定義については、本契約に定めるところによる。

- ・「本業務」とは、市が事業者に委託する亀山市下水道施設包括的民間業務委託をいう。
- ・「市」とは、亀山市をいう。
- ・「事業者」とは、本契約を締結した民間事業者をいう。
- ・「本契約」とは、市及び事業者が締結した本業務の業務委託契約及び年度別協定（本契約において定義する。）をいう。
- ・「承諾」とは、事業者が書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまで市の観点から承諾するものであり、承諾によって市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「協議」とは、書面により、実施要領等で示した協議事項について、市と事業者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「再委託」とは、本業務を実施する事業者が、他の民間企業等に委任又は請け負わせることをいう。
- ・「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、当該対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。
- ・「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- ・「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、事業対象施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。

## 目次

第1章	事業概要	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	事業の目的	1
3	事業期間	1
4	業務対象施設	1
5	業務内容	3
6	事業方式	3
第2章	一般事項	4
1	業務実施体制	4
2	再委託について	5
3	提出書類	5
4	業務管理	6
5	貸与資料及び貸与品	8
6	危機管理対応	8
7	安全管理	9
8	地域住民との協調	11
9	協力義務	11
10	損害賠償及び補償	11
11	秘密の保持等	12
12	法令等の遵守	12
13	中立性の堅持	13
14	公益確保の義務	13
15	不誠実な行為等の禁止	13
16	準拠図書	13
第3章	事業期間を通じて市が事業者委ねる業務	14
1	維持管理業務	14
2	計画策定業務	14
3	技術支援業務	14
4	その他業務	14
第4章	業務要求水準	15
1	基本的水準	15
2	維持管理業務	17
3	計画策定業務	22
4	技術支援業務	23
5	その他業務	24
第5章	その他の事項	26

1	業務開始前の施設機能確認 .....	26
2	要求水準未達等の措置 .....	26
3	要求水準の達成状況の公表 .....	26
4	事業者による業務改善提案によるプロフィットシェア .....	26
5	業務の引継ぎ .....	28
6	疑義等 .....	28
別紙 1	業務対象施設 .....	29
別紙 2	提出書類 .....	32
別紙 3	業務実施箇所、実施予定年度及び数量 .....	36
別紙 4	維持管理計画策定業務仕様書 .....	43
別紙 5	作業記録 .....	44
別紙 6	汚泥収集運搬処理業務仕様書 .....	45
別紙 7	管路清掃業務委託報告書 .....	46
別紙 8	修繕業務 .....	47
別紙 9	管路維持管理業務報告書記載要領 .....	49
別紙 10	判定基準 .....	50
別紙 11	ストックマネジメント計画策定業務仕様書 共通仕様書 .....	56
別紙 12	令和 9 年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書 .....	64
別紙 13	令和 12 年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書 .....	66
別紙 14	令和 15 年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書 .....	71
別紙 15	令和 17 年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書 .....	74
別紙 16	BCP 計画（風水害編）策定業務仕様書 .....	79
別紙 17	要求水準未達等の措置 .....	83
別紙 18	業務引継ぎの実施方法等 .....	84

## 第1章 事業概要

### 1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、本業務の実施に際して行われた協議により合意した事項、及び本業務の事業者選定に際し市が事業者に配布した一連の資料、及び事業者が市に提出した提案書その他の関連書類の内容を含めて定められるものである。したがって、市及び事業者は、本契約と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

### 2 事業の目的

本業務は、市が整備し所管する下水道施設の維持管理、更新に関する各種業務について、民間企業の創意工夫を促し、効率的な事業運営が実現できるよう、管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPP（レベル3.5）の枠組みに沿って包括的民間委託を実施するものである。

官民の連携・協力による業務の適正な履行を通じて、施設の維持管理、更新の最適化を進め、下水道サービスの向上と業務の効率化、事業運営の持続可能性の向上を図ることを目的とする。

### 3 事業期間

事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とし、本契約、本要求水準書、事業者の提案書等に従い業務を実施する。

ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの期間は事業準備期間（移行期間）とし、事業者は、市の指導を仰ぎ、各業務の習熟のための作業を事業者の責任と費用により実施することができるものとする。

### 4 業務対象施設

業務対象施設の概要を「表 1-1」に示す。

なお業務対象施設の詳細は、「別紙1 業務対象施設」を参照のこと。

表 1-1 下水道事業に係る事業対象施設の概要

事業名	区分	摘要 <sup>※1</sup>
流域関連 公共下水道	管路施設	汚水管 <sup>※2</sup> ：242km
	ポンプ施設	汚水中継ポンプ場：井田川・能褒野第一汚水中継ポンプ場 マンホールポンプ：131基
農業集落 排水施設	管路施設	汚水管 <sup>※2</sup> ：102km
	ポンプ施設	マンホールポンプ：142基(田村地区を除く)
	処理施設	井尻地区処理場（令和13年4月より公共へ統合予定） <sup>※3</sup> 小川地区処理場 白木地区処理場 辺法寺地区処理場 白木一色地区浄化センター 沓掛地区浄化センター 上加太地区浄化センター 下加太地区浄化センター 両尾・安坂山地区処理場 坂下地区浄化センター 市瀬地区浄化センター 南部地区処理場 昼生地区処理場

※1 令和6年度末時点。令和7年度以降の整備管路及び履行期間中整備管路も対象とする。

※2 「取付管」、「公共柵」を含む。

※3 統合により井尻地区の処理施設は廃止し、管路施設、マンホールポンプは公共下水道へ移管する。

## 5 業務内容

事業者が行う業務内容は、「表 1-2」に示す下水道施設等の維持管理、計画策定及び技術支援業務である。各業務の詳細は「第3章 事業期間を通じて市が事業者に委ねる業務」に示す。

表 1-2 事業対象施設

業務区分		業務内容	事業区分	対象施設
維持管理業務	点検調査清掃業務	公共柵点検	公共	管路施設
		マンホール内部・蓋点検	公共	管路施設
			農集	管路施設
		管渠内点検（簡易直視式カメラ）	公共	管路施設
			農集	管路施設
		マンホール内部・蓋調査	公共	管路施設
			農集	管路施設
		本管TVカメラ調査（側視あり）	公共	管路施設
	農集		管路施設	
	修繕業務	汚水管路修繕	公共	管路施設
農集			管路施設	
計画策定業務	維持管理計画	公共	管路施設	
		農集	管路施設	
	ストックマネジメント計画	公共	管路施設、ポンプ施設	
技術支援業務	合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援	公共	ポンプ施設	
		農集	ポンプ施設、処理施設	
その他業務	汚水管路に関する業務	住民対応	公共	管路施設
			農集	管路施設
		緊急対応	公共	管路施設
			農集	管路施設
		災害対応	公共	—
			農集	—

## 6 事業方式

事業は、管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）により実施するものとする。

## 第2章 一般事項

### 1 業務実施体制

#### (1) 総括管理者、主任技術者、管理技術者及び照査技術者の配置

事業の実施にあたっては、地域や施設の特徴や老朽化の状況を十分把握し、施設の修繕等による機能維持、住民対応等におけるサービスの提供等、事業全体の適正かつ円滑な履行を維持できるよう、事業全体を総括する総括管理者、管路の維持管理業務及び住民対応、緊急対応を総括する主任技術者、計画策定業務を総括する管理技術者と照査技術者を定め、選任届を提出し承認を受けなければならない。なお、総括管理者、主任技術者、管理技術者、照査技術者は、それぞれの地位を兼務することはできない。

#### (2) 総括管理者の要件

総括管理者は、以下の要件を満たすものを配置すること。

- ・下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を保有する者
- ・直接的な雇用関係にある者

#### (3) 主任技術者の要件

主任技術者は、以下の要件を満たすものを配置すること。

- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を保有する者
- ・直接的な雇用関係にある者

#### (4) 管理技術者及び照査技術者の要件

管理技術者及び照査技術者に、以下の要件を満たす者を配置すること。

- ・技術士（総合技術監理部門一下水道）又は技術士（上下水道部門一下水道）を保有する者
- ・直接的な雇用関係にある者

#### (5) 総括管理者、主任技術者、管理技術者及び照査技術者の責務

##### ① 総括管理者の責務

- ・総括管理者は、事業全体の一元的な総括管理を行うこととし。全ての業務の内容を把握し、市との窓口となること。
- ・一元的な管理を実施し、各業務を効率的・効果的に実施することができるよう調整すること。
- ・各業務の進捗状況について定期的（毎月）に市に報告を行うこと。
- ・市との情報共有のため、月次報告書の提出後、総括管理者同席による定例会議を開催し、前月の業務実施状況の報告及び翌月以降の業務実施内容について協議を行うこと。
- ・総括管理者は、現場で生じる各種課題やモニタリング結果、市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決、業務改善（是正措置等を含む）に取り組むものとする。

- ・総括管理者は、住民対応等の窓口として市から連絡を受け、対応等を取りまとめ、市へ報告を行うこと。

## ② 主任技術者及び管理技術者の責務

- ・主任技術者及び管理技術者は、担当業務の技術的管理を行うものとし、総括管理者と連携し、担当業務の円滑な履行を進めるものとする。

## ③ 照査技術者の責務

- ・照査技術者は、担当業務の技術的照査を行うものとし、業務の高い質を確保することに努めるとともに、審査を実施し、業務に誤りがないよう努めるものとする。

## 2 再委託について

### (1) 再委託先の届出

事業者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に、業務委託下請負承諾申出書により市の承諾を得なければならない。また、市は、事業者に対して、再委託先の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

市は、業務の実施にあたって、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、事業者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

### (2) 再委託先の選定方法

本業務において、再委託契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の受託者を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本市内又は隣接する市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を再委託契約の相手方に選定する場合は、再委託契約締結前に書面により市に報告を行うこと。

## 3 提出書類

- ① 事業者は、本契約の締結後、速やかに本契約及び「別紙2 業務着手時の提出書類」に示す書類を市に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は市との協議により決定するものとする。
- ② 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を市に提出しなければならない。
- ③ 事業者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、「別紙2 業務実施期間中の提出資料」に示す書類を市に提出しなければならない。各書類の様式は市との協議により決定するものとする。
- ④ 事業者は、業務が完了した時は、速やかに「別紙2 業務完了時の提出図書」に示す図書を市に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち年次報告書に記載する考

察には、各業務の結果を踏まえ、市の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。

- ⑤ 事業者は、各提出書類について事業別（公共下水道事業／農業集落排水事業）ごとに取りまとめた図書及び総括的に取りまとめた図書を提出しなければならない。
- ⑥ 前各項の提出図書の他、市が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。
- ⑦ 電子データの提出は EXCEL 形式・WORD 形式で提出すること。なお、図面、位置図及び写真帳については PDF にて提出すること。

#### 4 業務管理

##### （１） 業務の統括管理

事業者は、業務期間に亘る事業全体を統括することにより、業務期間に亘り一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する市への積極的な提案、市との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施するために、全業務について一元的な統括管理を実施するものとする。統括管理の結果を踏まえ、業務改善を行い、市に報告するものとする。

##### （２） 市によるモニタリングの実施

市によるモニタリングは、「表 2-1」～「表 2-3」により実施することから、事業者は市によるモニタリングに必要な対応を行うこと。

市はモニタリングの結果を公表することができる。

表 2-1 業務開始時のモニタリング方法

業務内容	モニタリング方法
業務計画書	・事業者から提出された業務計画書について、実施方針、実施体制（職務分担、緊急連絡体制）、実施計画（各業務の作業内容・方法・手順、実施工程等）、安全管理計画、再委託先、セルフモニタリング、企画提案書の提案内容の実施、その他市が指示する事項が適正であるかを評価する。

表 2-2 事業実施中のモニタリング方法

業務区分		業務内容	モニタリング方法
維持管理 業務	点検調査 清掃業務	公共樹点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から提出された年次報告書、月次報告書及びセルフモニタリング報告書について、維持管理計画のとおり業務が履行されていること、要求水準を達成していること、管理指標（KPI）の推移等を評価する。</li> </ul>
		マンホール内部・蓋点検	
		管渠内点検（簡易直視式カメラ）	
		マンホール内部・蓋調査	
		本管TVカメラ調査（側視あり）	
		法定点検（マンホール）	
		法定点検（本管）	
	定期清掃（伏越）		
修繕業務	汚水管路修繕		
計画策定業務		維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から提出された維持管理計画について、要求水準を達成することが可能か、ストックマネジメント計画に基づいて策定されているかを評価する。</li> </ul>
		ストックマネジメント計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から提出された計画図書について、要求水準を達成していることを評価する。</li> </ul>
		BCP 計画（風水害編）	
技術支援業務		合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議にて決定した提出書類について、要求水準を達成していることを評価する。</li> </ul>
その他 業務	汚水管路に 関する業務	住民対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から提出された年次報告書及び月次報告書について、維持管理計画のとおり業務が履行されていること、要求水準を達成していることを評価する。</li> </ul>
		緊急対応	
		災害対応	—

表 2-3 事業終了時のモニタリング方法

評価内容	モニタリング方法
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間を通じて実施体制を評価する。</li> <li>適切に業務を実施することができたか、緊急時や災害時に維持管理計画どおりに緊急体制を構築し実施されたかを評価する。</li> </ul>
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準を達成していること、管理指標（KPI）の推移等を評価する。</li> <li>緊急対応や修繕に係った費用の推移を評価する。</li> </ul>
その他業務	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書の提案内容の実施、その他市が指示する事項を適切に実施されたかを評価する。</li> </ul>

### (3) セルフモニタリングの実施

事業者は、法令等、本契約、及び要求水準によって実施が義務付けられている事項に関して、適正な履行を確認するため、セルフモニタリングを実施し、その結果を市とのモニタリング時に報告すること。

セルフモニタリングの実施方法は事業者の提案によるものとし、業務計画書に記載し、市の承諾を得ること。

市によるモニタリング及び第三者モニタリングに要する費用は、市が負担する。セルフモニタリングに要する費用は、事業者が負担する。

## 5 貸与資料及び貸与品

① 市は以下の GIS データ等を事業者に貸与する。事業者はその他、業務の実施に必要な資料等があれば、その都度市と協議の上、決定するものとする。

- 1) GIS データ：人孔、管渠、取付管、公共樹
- 2) データ形式：Shape 形式
- 3) 測地系：世界測地系第 VI 系
- 4) データベースの提供：あり

② 事業者は、前項の貸与を受けようとする時は、事前に資料・物品貸与申請書を市に提出し、その承諾を得るものとする。

③ 事業者は、貸与品等を紛失又は損傷した場合には、速やかに市に報告し、事業者がこれを弁償する。

## 6 危機管理対応

### (1) 危機管理体制の構築

事業者は、豪雨、台風、地震、津波、濁水その他の天災並びに停電、施設の故障、水質異常、その他施設機能に重大な支障が生じた場合に備えて、緊急連絡体制を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

市において災害対策本部が設置された場合、市とともに事業者が本部指揮系統の傘下において業務する場合がある。

### (2) 初期対応の実施

緊急事態が発生した場合、事業者は必要な初期対応を行うとともに、速やかに市に連絡しなければならない。

## 7 安全管理

### (1) 一般事項

事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省公示第 496 号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。

事故防止を図るため、安全管理については業務計画書等に明示し、事業者の責任において実施すること。

### (2) 安全教育

事業者は業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

事業者は、酸素欠乏危険作業に係る業務に作業員を就かせるときは、当該労働者に対し、酸素欠乏症等防止規則で定める特別の教育を行うこと。

### (3) 労働災害防止

事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検を行い、作業員の安全を図ること。

事業者は、十分な注意を払い、墜落衝突等の事故が生じないよう適切な措置を講ずること。

事業者は、マンホール、管渠等に入りし、又はこれらの内部で作業を行う酸素欠乏危険作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせること。作業者は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中に常時計測し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ誘導員を配置すること。

### (4) 公衆災害防止

作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。

緊急時対応を除き作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分視認可能な照明設備及び保安灯を配置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

車両交通等がある区域では交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

道路上で作業を行う場合は、管轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。

作業に伴う交通処理及び保安対策は、要求水準書の定めるところによる他、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。

前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を市に報告すること。

#### (5) 局地的な大雨等による安全確保について

事業者は、局地的な大雨による増水に対し、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（国土交通省作成 平成 20 年 10 月）」を参考にし、人命を最優先とした安全管理を行わなければならない。また、次の内容を安全管理計画として、業務計画書に記載し、その内容について作業員への周知を図らなければならない。

- ① 現場特性の事前把握
- ② 調査等の中止基準・再開基準の設定

以下のいずれかの場合には、直ちに調査等を中止し、地上に退避すること。

- 1) 当該作業箇所又は上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合
- 2) 当該作業箇所又は上流部に降雨や雷が発生又は予想される場合
- 3) 市が中止を指示した場合

また、事業者は上記に加え、現場特性（退避時間、退避条件、増水特性等）に応じた中止基準を設定すること。

- ③ 迅速に退避するための対応

作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、以下の事項について具体的な内容を定めなければならない。

- 1) 退避手順の設定

事業者は定めた退避手順に基づき、業務着手前に避難訓練を実施し、退避時の対応の手順や情報伝達の確実性、退避時間等を検証すること。また、その記録を事業者に提出すること。

- 2) 安全器具等の設置
- 3) 情報収集と伝達方法

管渠内での作業中には、地上監視員を必ず配置して、気象等の情報収集を行い、状況を確実に作業員に伝達すること。

- 4) 資機材の取扱い

退避に際しては、人命を最優先とし、資機材は存置すること。

- ④ 日々の安全管理の徹底

調査等の開始前には、退避方法等について作業関係者全員に周知徹底を図ること。特に経験の浅い作業員や新規入場者への教育は徹底して行うこと。

## (6) その他

事業者は作業に当たり、下水道施設又はガスパ等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。万一、事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに市及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

前項の通報後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに市に届け出ること。

道路管理者及び各占用物管理者と連携を行い、業務を実施すること。

## 8 地域住民との協調

- ① 事業者は、業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。事業者は、調査等を実施するにあたり、地域住民等に作業内容をお知らせするチラシの配布及び区長に説明し、理解と協力を得ること。
- ② 事業者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく市に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに市に書面をもって報告しなければならない。
- ③ 事業者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- ④ 再委託先及び使用人等が前項の行為を行った時は、事業者がその責任を負うこと。
- ⑤ 地域住民等との間に紛争等が生じた場合、事業者によって、それを解決しなければならない。

## 9 協力義務

- ① 事業者は、関連業務の事業者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- ② 事業者は、市が自ら又は市が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、市の指示によりこれに協力しなければならない。

## 10 損害賠償及び補償

- ① 事業者は、下水道施設・貸与品に損害を与えた時は、直ちに市に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、事業者の責に帰すべき事由による施設損傷の原状復旧に要する費用は事業者の負担とする。
- ② 事業者は、業務の実施にあたり、市の責に帰すべき原因以外により、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償における全責任を負わなければならない。

## 1 1 秘密の保持等

事業者は業務の遂行上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。業務の実施により得られた資料及び成果の所有は市に帰属するものとし、事業者は市の承諾なくこれを公表してはならない。

## 1 2 法令等の遵守

事業者は業務の実施にあたり、以下に示す関係法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。また、事業者が使役する全ての使用人数等に対する関係諸法令の運用、適用は、事業者の責任と負担において行わなければならない。

なお、当該関係法令等の改正又は変更に伴い、「第2章 一般事項 3 提出書類」に示す各計画書について変更が必要になった場合には、各計画書を変更のうえ市に提出すること。

- ・ 下水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 建設業法
- ・ 公害対策基本法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 職業安定法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 建築基準法
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 港湾法
- ・ 河川法
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ その他関連法令、条例、規則等

### 1 3 中立性の堅持

事業者は、中立性を堅持しなければならない。

### 1 4 公益確保の義務

事業者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

### 1 5 不誠実な行為等の禁止

- ① 事業者は、業務実施時間中においては喫煙可能場所以外では禁煙とする。
- ② 事業者は礼節を守り、秩序正しく、言動及び身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切・丁寧を心掛け迅速に対処しなければならない。また、市が発行する身分証明書を常に携帯すること。
- ③ 事業者に上記①及び②に違反又は従わない等の不誠実な行為が確認された場合、事業者は市からの改善指示に基づき改善計画書を作成及び提出し、迅速に改善を図ること。その後、改善が認められなかった場合には業務従事者等の変更を行うものとする。

### 1 6 準拠図書

事業者は、以下に示す図書に準拠し業務を実施すること。

- ・下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－（日本下水道協会）
- ・下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- ・農業集落排水処理施設維持管理マニュアル（地域環境資源センター）
- ・日本産業規格（JIS）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・その他関連図書、積算基準及び市の要項、規則、関係基準等

### 第3章 事業期間を通じて市が事業者に委ねる業務

#### 1 維持管理業務

##### (1) 点検調査清掃業務

- ① 公共樹点検
- ② マンホール内部・蓋点検
- ③ 管渠内点検（簡易直視式カメラ）
- ④ マンホール内部・蓋調査
- ⑤ 本管TVカメラ調査（側視あり）
- ⑥ 法定点検（マンホール）
- ⑦ 法定点検（本管）
- ⑧ 定期清掃（伏越）

##### (2) 修繕業務

- ① 汚水管路修繕業務

#### 2 計画策定業務

- ① 維持管理計画
- ② スtockマネジメント計画
- ③ BCP 計画（風水害編）

#### 3 技術支援業務

- ① 合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援

#### 4 その他業務

##### (1) 汚水管路に関する業務

- ① 住民対応
- ② 緊急対応
- ③ 災害対応

## 第4章 業務要求水準

### 1 基本的水準

#### (1) 基本的な責務

- ① 要求水準は、本業務を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件であり、市及び事業者の合意によりその効力を得るものである。事業者の創意工夫による維持管理を実現するため、施設運営の具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。
- ② 事業者は本業務が社会的使命を持つことを認識し、常に善良なる管理者の責任をもって、各種業務を履行しなければならない。
- ③ 事業者は常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つノウハウを最大限活用すると共に、効率的な事業運営と良好な下水道サービスを提供すること。
- ④ 事業者は、下水道の利用者が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、下水道施設の機能が十分発揮できるよう、要求水準書のほか本契約及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、施設及び設備を適切に維持管理しなければならない。
- ⑤ 事業者は監督員の指示がある場合は、現場立ち会いを行わなければならない。
- ⑥ 市が実施する修繕、工事、委託、調査等については、事業者は協力しなければならない。
- ⑦ 事業者は業務の質的向上を図るため、各種研修を行うなど業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。
- ⑧ 事業者は本業務の実施に際し個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- ⑨ 事業者は、業務外へのネットワーク接続、データの持ち出し、指定した使用機器以外での処理、その他情報の漏えいのおそれがある行為は行ってはならない。
- ⑩ 事業者は、委託の締結した者が業務の履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らすことがないよう守秘義務を付与すること。

#### (2) 維持管理業務全般に関する責務

- ① 事業者は、要求水準書、業務計画書に基づき、主任技術者の指揮のもとに業務を適正に行わなければならない。
- ② 事業者は重大な故障や事故等を未然に防止する為、日常及び定期的に保守点検、修繕等を行い機器の機能維持及び延命化を図らなければならない。
- ③ 事業者は様々な取組みや創意工夫を行い、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとし、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図るものとする。
- ④ 事業者は設備又は機器等に異常を発見したときは、市に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。
- ⑤ 事業者は事業対象施設に関し、常に4 S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけ計画的に

清掃を行わなければならない。

- ⑥ 事業者は、点検・調査及び緊急対応等の各業務の結果について、維持管理情報としてデータベース化を行わなければならない。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、市と事業者の協議により決定するものとする。
- ⑦ 事業者は、点検・調査及び緊急対応等の各業務の結果について、維持管理情報として市の管理する下水道台帳システムにデータ提供しなければならない。データ提供の方法等の詳細は、市と事業者の協議により決定するものとする。
- ⑧ 作業中は気象情報に十分注意し、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- ⑨ 事業者は業務遂行にあたり、個人の土地又は建物等に立ち入る際は、必要な範囲を超えて立ち入らないようにすること。
- ⑩ 業務の従事者は、市が証明した身分証明書を常に携行し、下水道使用者等から提示を求められたときはすみやかに提示し、身分を明らかにすること。
- ⑪ 業務の従事者は、下水道使用者等と直接的に接することが多いため、服装及び身だしなみに注意するとともに、誤解を招かないよう態度及び言動に十分注意すること。
- ⑫ 業務に関しての問い合わせ・苦情等については、誠意をもって対処し、解決に当たらなければならない。また、その内容について速やかに市に報告しなければならない。

### (3) 計画策定業務に関する責務

- ① 事業者は、業務による成果がその後の事業のあり方を定め、持続可能な事業運営の可否につながる重要な検討であることを十分念頭におき、策定業務に取り組むこと。
- ② 維持管理計画、ストックマネジメント計画及び BCP 計画（風水害編）の成果について、市による三重県等、関係機関との協議、申請が必要な場合には、その支援を行うこと。

### (4) 成果物の引き渡しと検査

- ① 事業者は、各業務完了時に成果物について市の検査を受けるものとする。
- ② 事業者は、市の検査の完了後、業務ごとに定める成果物を市に引き渡すものとする。
- ③ 検査については本契約の第 35 条による。

## 2 維持管理業務

### (1) 点検調査清掃業務

#### ① 公共樹点検

##### 1) 実施箇所及び数量

- ・公共樹点検の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

##### 2) 使用機材

- ・公共樹点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

##### 3) 作業内容

- ・地上部より公共樹内の異常の有無を、点検ミラー及びライトを用い可視範囲を目視により確認する。
- ・公共樹の蓋も、形状及び表面の異常、ガタツキ等の有無を目視により確認する。

##### 4) 異常時の処置及び報告

- ・点検の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

##### 5) 判定基準

- ・判定基準は「別紙 10」による。

##### 6) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

#### ② マンホール内部・蓋点検

##### 1) 実施箇所及び数量

- ・マンホール内部・蓋点検の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

##### 2) 使用機材

- ・マンホール内部・蓋点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

##### 3) 作業内容

- ・後述の管渠内点検（簡易直視式カメラ）を実施する際に、対象の本管に接続するマンホールを対象に内部及び蓋の点検を実施する。
- ・地上部よりマンホール内部・蓋の異常の有無を、点検ミラー及びライトを用い可視範囲を目視により確認する。

##### 4) 異常時の処置及び報告

- ・点検の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

##### 5) 判定基準

- ・判定基準は「別紙 10」による。

##### 6) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

### ③ 管渠内点検（簡易直視式カメラ）

#### 1) 実施箇所及び数量

- ・管渠内点検の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

#### 2) 使用機材

- ・管渠内点検に使用する機材（簡易直視式カメラ）は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

#### 3) 作業内容

- ・点検前の管内洗浄は原則実施しない。支障物等の影響でカメラ車が走行不可能と市が判断した場合は、協議の上、支障物の撤去作業を行うこと。
- ・上流マンホールから自走式テレビカメラを挿入し、下流マンホールへ移動させながら、管内を止まることなく一定のスピードで直視撮影し、動画確認により、不具合状況の把握を行う。
- ・本管の点検に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。
- ・撮影内容及び方法の変更は事前に市と協議し、その承諾を得なければならない。

#### 4) 異常時の処置及び報告

- ・点検の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

#### 5) 判定基準

- ・判定基準は「別紙 10」による。

#### 6) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

### ④ マンホール内部・蓋調査

#### 1) 実施箇所及び数量

- ・マンホール内部・蓋調査の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

#### 2) 使用機材

- ・マンホール内部・蓋調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

#### 3) 作業内容

- ・調査する場合は、マンホール内に作業員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- ・写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

#### 4) 異常時の処置及び報告

- ・調査の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

5) 判定基準

- ・判定基準は「別紙 10」による。

6) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

⑤ 本管 TV カメラ調査（側視あり）

1) 実施箇所及び数量

- ・本管 TV カメラ調査の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

2) 使用機材

- ・本管 TV カメラ調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

3) 作業内容

- ・調査に当たっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
- ・本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、本管の異常の有無を目視及びスケール測定にて調査する。
- ・本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。
- ・本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ・管内に異常が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法は、事前に市と協議し、その承諾を得なければならない。

4) 異常時の処置及び報告

- ・調査の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

5) 判定基準

- ・判定基準は「別紙 10」による。

6) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

⑥ 法定点検（マンホール）

1) 実施箇所及び数量

- ・法定点検（マンホール）の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

2) 使用機材

- ・法定点検（マンホール）に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

3) 作業内容

- ・地上部よりマンホール内部・蓋の異常の有無を、点検ミラー及びライトを用い可視範囲を目視により確認する。

4) 異常時の処置及び報告

- ・点検の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受

けること。この場合においても、点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

5) 判定基準

・判定基準は「別紙 10」による。

6) 作業記録

・作業記録は「別紙 5」による。

⑦ 法定点検（本管）

1) 実施箇所及び数量

・法定点検（本管）の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

2) 使用機材

・法定点検（本管）に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

3) 作業内容

・②管渠内点検（簡易直視式カメラ）に準ずる。

4) 異常時の処置及び報告

・点検の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

5) 判定基準

・判定基準は「別紙 10」による。

6) 作業記録

・作業記録は「別紙 5」による。

⑧ 定期清掃（伏越）

1) 実施箇所及び数量

・定期清掃（伏越）の実施箇所及び数量は、「別紙 3」による。

2) 作業内容

・伏越管内（上下流 1 スパンを含む）の高圧洗浄を実施する。

・汚泥等の滞留により強力吸引車等による清掃が必要な場合は、「その他業務」の「緊急対応」として清掃を実施すること。

・「別紙 6」に従い実施すること。

3) 使用機材

・定期清掃（伏越）に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように事業者で常備しておくこと。

4) 異常時の処置及び報告

・清掃の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、清掃の完遂に努め、その原因を把握すること。

5) 作業記録

・作業記録は「別紙 5」による。

## (2) 修繕業務

### ① 汚水管路修繕業務

#### 1) 修繕

- ・清掃、点検、調査等により不良、破損等を確認した場合は、速やかに補修等を計画し、その機能回復の方法について報告し実施すること。

#### 2) 対象施設及び業務内容

- ・修繕の対象施設及び業務内容は、「別紙 8」による。

#### 3) 材料の調達

- ・修繕に用いる材料は、事業者が調達する。

#### 4) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

## (3) KPI の設定

- 1) 管理指標とする KPI は、事業開始後、令和 15 年度のストックマネジメント計画の見直し結果を踏まえて、令和 16 年度～令和 18 年度の KPI を設定する。
- 2) 事業に適用する KPI の項目と目標水準は、事業者の提案に基づき市との協議により決定する。
- 3) 事業者は、設定した KPI を達成できるよう業務に取り組むものとする。
- 4) KPI の評価は年度単位で行うこととし、KPI が達成できなかった場合は「別紙 17」に従い業務改善計画案を作成し、市の承認を受け業務の改善を図るものとする。
- 5) 協議により決定した KPI については、双方の申出によりその見直しについて協議できるものとする。

### 3 計画策定業務

#### (1) 実施概要

- ・事業者は本業務を実施するにあたり、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、業務期間中における対象施設の管理と更新の一体マネジメントの実施内容を網羅した維持管理計画書を策定し、業務を実施するものとする。
- ・事業者は、管路施設について、本業務において蓄積した対象施設の維持管理情報を踏まえ、令和12年度と令和17年度にストックマネジメント計画（修繕・改築計画）の見直しを行い、令和15年度にストックマネジメント計画（点検・調査計画）の見直しを行うものとする。
- ・事業者は、ポンプ施設について、令和9年度にストックマネジメント計画（点検・調査計画）を策定する。また、令和12年度と令和17年度に、本業務において蓄積した対象施設の維持管理情報を踏まえ、ストックマネジメント計画（修繕・改築計画）の見直しを行うものとする。
- ・市では、大規模災害に備えて下水道事業の業務継続計画（BCP）計画を策定しているが、風水害に対応した計画は未策定であることから、事業者は風水害に備えたBCP計画を令和9年度に策定するものとする。

#### (2) 維持管理計画策定業務

- ・「別紙4」に従い実施すること。
- ・実施時期は、令和9年度とする。
- ・提出図書（成果物）は、「別紙2」による。

#### (3) スtockマネジメント計画策定業務

- ・「別紙11」～「別紙15」に従い実施すること。
- ・実施時期は、「別紙3」による。
- ・提出図書（成果物）は、「別紙2」による。

#### (4) BCP計画（風水害編）策定業務

- ・「別紙16」に従い実施すること。
- ・実施時期は、令和9年度とする。
- ・提出図書（成果物）は、「別紙2」による。

## 4 技術支援業務

### (1) 業務の目的

本業務は、市が別途委託する「亀山市下水道施設維持管理業務」（以下「施設維持管理業務」という。）（業務名称を変更する場合は市より通知する。）において、施設維持管理業務の受託者が実施する業務を技術的に支援するものである。

### (2) 業務対象

- ・業務対象は「別紙 1」に示す（1）及び（2）の施設を対象とする。

### (3) 業務内容

#### 1) 修繕に関する技術支援

- ・事業者は、施設維持管理業務に係る修繕業務に関して、施設故障の原因調査および修繕の必要性の判定に関する技術的支援を行う。
- ・事業者は、技術支援を実施した履歴（日付、対象施設、修繕内容）を記録すること。

#### 2) 定例会議の参加

- ・事業者は、施設維持管理業務の受託者と市が 3 か月に 1 度開催する定例会議へ参加し、必要に応じて助言等を行う。

#### 3) 現場確認

- ・市もしくは施設維持管理業務の受託者の要請により、定例会議の前もしくは後に、修繕に関する技術支援における現場確認を行う。
- ・定例会議の別日に、必要に応じて、修繕に関する技術支援における現場確認を行う場合は、施設維持管理業務の受託者と調整のうえ対応すること。
- ・事業者は、現場確認を実施した履歴（日付、対象施設、確認内容）を記録すること。

### (4) 提出図書

- ・提出図書（成果物）は、「別紙 2」による。

## 5 その他業務

### (1) 污水管路に関する業務

#### ① 住民対応

##### 1) 実施区域

- ・住民対応業務の実施区域は、亀山市内一円とする。

##### 2) 実施内容

- ・苦情等の記録整理、市への報告（巡視、点検・調査等に発見した事故・閉塞等も含む）を行うこと。
- ・原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、市への報告を行うこと。
- ・現場における住民への説明を行うこと。
- ・市側が原因であった場合の報告を行うこと。

##### 3) 提出図書

- ・事業者は、住民対応の結果について、月次報告書に記載して提出すること。

##### 4) その他

- ・事業者は、住民対応における体制を定め、市に届け出なければならない。
- ・事業者は、住民対応における確認事項、対応・措置、報告等について、市と事前に調整・確認を行うものとする。
- ・事業者は、市から連絡があった場合に、迅速かつ確実に現地へ到達できる体制を整えるものとする。
- ・事業者は、異常の原因が施設維持管理業者の管理する下水道施設等によるもの（マンホールポンプの異常等）と考えられる場合は、速やかに施設維持管理業者並びに市へ報告を行うこと。現地へ施設維持管理業者が到着後、現地状況についての引継ぎを行い、引継ぎ終了後に市へ報告を行うこと。

#### ② 緊急対応

##### 1) 実施区域

- ・緊急対応の実施区域は、亀山市内一円とする。

##### 2) 実施内容

- ・住民対応及び事故対応において緊急清掃を要した場合の処置を行うこと。

##### 3) 作業記録

- ・作業記録は「別紙 5」による。

##### 4) その他

- ・「別紙 6」に従い実施すること。
- ・事業者は、緊急対応業務における体制を定め、市に届け出なければならない。
- ・事業者は、緊急対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、市と事前に調整・確認を行うものとする。
- ・事業者は、市から連絡があった場合に、速やかに緊急対応について、対応できる体制を整えるものとする。

③ 災害対応

- 1) 事業者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、市に届け出なければならない。なお、連絡体制及び出動体制を定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。
- 2) 事業者は、災害時等において管路施設に被災又は管路施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、市と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。
- 3) 市は、災害時及び緊急時における連絡体制を事業者に通知するものとする。市にて実施する災害時対応訓練等への参加を事業者に求める場合がある。

## 第5章 その他の事項

### 1 業務開始前の施設機能確認

事業者は、業務準備期間（本契約の締結日から令和9年3月31日まで）に事業対象施設の確認を行うことができる。

事業者は、事業対象施設の確認において、把握されていない不具合等を発見したときは、速やかに市にその内容を報告しなければならない。市は、報告を受けたときは速やかに報告内容を確認し、その結果、事業対象施設に把握していない不具合が認められるときは、事業者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

### 2 要求水準未達等の措置

事業者は自らの環境計測その他により、業務要求水準書に規定する要求水準が未達となった場合及び、未達成となるおそれが生じた場合の措置は、「別紙17」のとおりとする。

### 3 要求水準の達成状況の公表

市は、要求水準の達成状況を公表することができる。

### 4 事業者による業務改善提案によるプロフィットシェア

#### (1) 業務改善提案

業務期間中において事業者が業務改善提案を行い、市がこれを適当と認め、費用低減等の効果が認められた場合は、事業者に対し市が受益する範囲において報奨（プロフィットシェア）を行うものとする。

#### (2) 業務改善提案の範囲

業務計画書の内容に係る変更を必要とする場合、又は事業者の費用負担により施設の改良等を行う場合に限るものとし、国の交付金や補助金等の対象となる規模のものは含まない。

#### (3) 業務改善提案書

事業者が業務改善提案を行う場合には、業務改善提案書に以下に掲げる事項を記載のうえ、市に提出すること。

- ① 本契約に規定されている業務内容と改善提案の内容の対比と提案理由
- ② 改善提案の実施方法に関する事項
- ③ 改善提案が採用された場合の事業費の概算削減額及びその算出根拠
- ④ 改善提案による事業費低減額の確定時期
- ⑤ 改善提案が採用された場合に考慮すべき事項

#### (4) 業務改善提案の審査、採用

- ① 市は毎年 8 月末までに受領した提案について、採用し必要があるときは次年度の事業費の変更を行う。
- ② 市は改善提案の受領後 2 か月以内に提案を採用するか否かを決定し、事業者へ通知する。
- ③ 市は事業者に対し、改善提案に関する追加的な資料、図書その他文書書類の提出を求めることができる。
- ④ 市は改善提案を採用した場合は、書面をもって採用する旨を事業者へ通知する。
- ⑤ 市は、改善提案を採用しなかった場合には、事業者に対し書面をもってその理由を通知する。

#### (5) 業務改善提案が採用された場合の契約等の変更

- ① 市は改善提案を採用した場合、必要があるときは本契約又は要求水準書等の変更を行うものとする。
- ② 市は本契約又は要求水準書等の変更が行われた場合、必要があるときは、事業費の変更を行うものとする。
- ③ 提案を採用した後に事業費の低減額が確定する場合、事業者は確定した事業費の低減額を市に提出すること。
- ④ 市は、改善提案により事業費が低減する額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「業務改善管理費」という。）を削減しないことを基本とするが、協議して定めるものとする。
- ⑤ 事業費の低減額が確定した後、業務改善管理費については変更しないものとする。ただし、双方の責により、業務の継続が不可能な場合においては、協議して定めるものとする。

#### (6) 業務改善提案内容の保護

- ① 市は改善提案に係る事項について、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。
- ② ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

#### (7) 業務改善提案に係る部分の品質保証

- ① 事業者は、改善提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。
- ② ただし、特殊なもので第三者の判断によらなければならない場合は、市及び事業者の協議によるものとする。

#### (8) 責任の所在

- ① 市が事業者の業務改善提案等を適正と認め、本契約又は要求水準書の変更を行った場合においても、事業者の責任が否定されるものでない。

**(9) 業務改善提案書の提出費用**

- ① 改善提案書の提出費用は事業者の負担とし、改善提案によって事業費が低減すると見込まれる額には含めない。

**(10) その他**

- ① この条項に定めがない事項については、本契約による他、必要に応じて市及び事業者が協議して定めるものとする。

**5 業務の引継ぎ**

- ① 履行期間の最終3か月間を業務の業務引継期間とする。
- ② 事業者は、業務の業務引継期間において「別紙18」に従って業務の引継ぎを行うものとする。

**6 疑義等**

要求水準書に明記されていない事項、又は疑義を生じた場合は、市及び事業者が協議の上定めるものとする。

## 別紙1 業務対象施設

本業務の対象施設は下表に示すとおりである。

別表 1-1 業務対象施設

事業名	区分	摘要 <sup>※1</sup>
流域関連 公共下水道	管路施設	污水管 <sup>※2</sup> ：242km
	ポンプ施設	污水中継ポンプ場：井田川・能褒野第一污水中継ポンプ場 マンホールポンプ：131基
農業集落 排水施設	管路施設	污水管 <sup>※2</sup> ：102km
	ポンプ施設	マンホールポンプ：142基(田村地区を除く)
	処理施設	井尻地区処理場（令和13年4月より公共へ統合予定） <sup>※3</sup> 小川地区処理場 白木地区処理場 辺法寺地区処理場 白木一色地区浄化センター 沓掛地区浄化センター 上加太地区浄化センター 下加太地区浄化センター 両尾・安坂山地区処理場 坂下地区浄化センター 市瀬地区浄化センター 南部地区処理場 昼生地区処理場

※1 令和6年度末時点。令和7年度以降の整備管路及び履行期間中整備管路も対象とする。

※2 「取付管」、「公共樹」を含む。

※3 統合により井尻地区の処理施設は廃止し、管路施設、マンホールポンプは公共下水道へ移管する。

(1) 流域関連公共下水道事業

・汚水中継ポンプ場

処理区	処理分区	施設名称	所在地	設備名	仕様※1
南部 処理区	井田川・ 能褒野 処理分区	井田川・ 能褒野第一 汚水中継 ポンプ場	亀山市 田村町名 越	砂溜まり 流入ゲート	・電動開閉式 ・巾 600mm×高 500mm ・1基
				スクリーン	・巾 0.6×目開 100mm×60° ・1基
				破砕機	・二軸差動式 1台
				汚水ポンプ	・汚水水中ポンプ 2台 ・φ 100×1.25m <sup>3</sup> /min×15kW×2台
				ポンプ井 連絡ゲート	・手動 ・巾 500mm×高 500mm
				活性炭 吸着塔	・三層カートリッジ式 ・12m <sup>3</sup> /分
				ポリ鉄貯留 タンク	・有効容量 1.5m <sup>3</sup> ・ダイヤフラムポンプ 2台(うち1台予備)
				ポンプ棟	・鉄筋コンクリート造 地下1階,地上1階 ・機械室、電気室、自家発電機室他

※1 令和6年度末時点。ただし増設後の設備も対象とする。

・マンホールポンプ

No.	施設名	ポンプ台数	
1	亀山東部 P1~P8	2台(うち1台予備)	8基
2-1	井田川・能褒野 P1~P16	2台(うち1台予備)	16基
2-2	井田川・能褒野中継ポンプ	2台(うち1台予備)	1基
3	本町南部 P1~P18	2台(うち1台予備)	18基
4	城跡北部 P1~P18	2台(うち1台予備)	18基
5	野村 P1~P13	2台(うち1台予備)	13基
6	布気 P1~P3	2台(うち1台予備)	3基
7	太岡寺 P1~P4	2台(うち1台予備)	4基
8	小野北部 P1~P5	2台(うち1台予備)	5基
9	木崎 P1~P4	2台(うち1台予備)	4基
10	新所 P1~P5	2台(うち1台予備)	5基
11	泉ヶ丘 P1	2台(うち1台予備)	1基
12	富士ハイツ P1	2台(うち1台予備)	1基
13	宅内 P1~P12	2台(うち1台予備)	12基
14	田村 P1~P10	2台(うち1台予備)	10基
15	宅内	2台(うち1台予備)	12基
計			131基

※1 令和6年度末時点。ただし増設後の設備も対象とする。

## (2) 農業集落排水施設

### ・マンホールポンプ

No.	施設名	ポンプ台数	
1	両尾・安坂山 P1～P36	2台(うち1台予備)	36基
2	小川 P1～P11	2台(うち1台予備)	11基
3	白木 P1～P7	2台(うち1台予備)	7基
4	昼生 P1～P28、宅1～6	2台(うち1台予備)	34基
5	井尻 P1	2台(うち1台予備)	1基
6	辺法寺 P1～P9	2台(うち1台予備)	9基
7	南部 P1～P11	2台(うち1台予備)	11基
8	白木一色 P1～P3	2台(うち1台予備)	3基
9	沓掛 P1～P2	2台(うち1台予備)	2基
10	上加太 P1～P10	2台(うち1台予備)	10基
11	下加太 P1～P12	2台(うち1台予備)	12基
12	市瀬 P1～P2	2台(うち1台予備)	2基
13	坂下 P1～P4	2台(うち1台予備)	4基
計			142基

※1 令和6年度末時点。ただし増設後の設備も対象とする。

### ・処理施設

No.	施設名	計画日平均 汚水量	汚水処理方式
1	井尻地区処理場	173m <sup>3</sup> /日	連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IV型)
2	小川地区処理場	168m <sup>3</sup> /日	連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IV型)
3	白木地区処理場	138m <sup>3</sup> /日	連続流入間欠ばっ気方式+鉄溶液注入 (JARUSX IV型+鉄)
4	辺法寺地区処理場	211m <sup>3</sup> /日	連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IV型)
5	白木一色地区浄化センター	72.9m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IVP型)
6	沓掛地区浄化センター	45.9m <sup>3</sup> /日	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式(JARUS-S型)
7	上加太地区浄化センター	238m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IVP型)
8	下加太地区浄化センター	152m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IVP型)
9	両尾・安坂山地区処理場	611m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IVP型)
10	坂下地区浄化センター	24.3m <sup>3</sup> /日	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式(JARUS-S型)
11	市瀬地区浄化センター	24.3m <sup>3</sup> /日	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式(JARUS-S型)
12	南部地区処理場	254m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IVGP型)
13	昼生地区処理場	408m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式 (JARUSX IVGP型)

## 別紙2 提出書類

提出書類は下記に示すとおりである。提出期日が土日祝日である場合は、直前の平日を提出期日とする。

### (1) 業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
総括管理者通知書	1部	・契約締結後速やかに提出すること。
管理技術者通知書	1部	・契約締結後速やかに提出すること。
主任管理者通知書	1部	・契約締結後速やかに提出すること。
身分証明書発行申請書	1部	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
酸素欠乏危険作業主任者届	1部	・契約締結後速やかに提出すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
業務計画書	1部	・契約締結後速やかに提出すること。 ・次の事項を記載すること。 (1) 実施方針 (2) 実施体制（職務分担、緊急連絡体制等） (3) 実施計画（各業務の作業内容・方法・手順、実施工程等） (4) 安全管理計画（各業務における保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等） (5) 再委託先 (6) セルフモニタリング (7) その他市が指示する事項
業務委託再委託承諾申出書	1部	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。
緊急時並びに災害時連絡表	1部	・契約締結後速やかに提出すること。

## (2) 業務実施期間中の提出書類

### ・ 共通業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
維持管理計画書	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和9年度の年度別協定の締結翌日から土日祝日を含む28日以内に履行期間中の計画について提出すること。</li> <li>計画書を変更する場合は市に申し出、変更計画書を提出すること。</li> <li>作成に当たっては、「別紙4」を参照のこと。</li> </ul>
月間維持管理計画書	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>各月25日までに、翌月の計画について提出すること。</li> <li>維持管理計画をもとに、月ごとの実施内容等について記載すること。</li> </ul>
月次報告書	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>翌月5日までに、提出すること。</li> <li>業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。</li> <li>作成に当たっては、「別紙5」～「別紙8」を参照のこと。</li> </ul>
年次報告書	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>翌年度4月10日までに、提出すること。</li> <li>業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。</li> </ul>
管路維持管理業務報告書	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度1月末日までに、提出すること。</li> <li>業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。</li> <li>作成に当たっては、「別紙9」を参照のこと。</li> </ul>
打合せ記録簿	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せの都度、提出すること。</li> </ul>
資料・物品貸与申請書	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料及び物品を借用するに当たって提出すること。</li> </ul>
緊急連絡表（休暇中）	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。</li> </ul>
各種届出の写し	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公署へ届け出た道路使用許可書等の写しを都度、提出すること。</li> </ul>

### ・ 令和9年度 ストックマネジメント計画（ポンプ施設）策定業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
報告書	A4判製本3部	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和9年度中に三重県協議を完了すること。</li> <li>1月末までに提出すること。</li> <li>三重県提出の計画書を含む。</li> </ul>
点検・調査計画図	原図一式・白焼き3部	
打合せ議事録	A4判製本3部	
その他参考資料	原稿一式	
上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R一式	

### ・ 令和12年度 ストックマネジメント計画（管路施設・ポンプ施設）策定業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
報告書	A4判製本3部	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12年度中に三重県協議を完了すること。</li> <li>1月末までに提出すること。</li> <li>三重県提出の計画書を含む。</li> </ul>
修繕・改築計画図	原図一式・白焼き3部	
打合せ議事録	A4判製本3部	
その他参考資料	原稿一式	
上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R一式	

・令和 15 年度 スtockマネジメント計画（管路施設）策定業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
報告書	A4 判製本 3 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 15 年度中に三重県協議を完了すること。</li> <li>・1 月末までに提出すること。</li> <li>・三重県提出の計画書を含む。</li> </ul>
点検・調査計画図	原図一式・白焼き 3 部	
打合せ議事録	A4 判製本 3 部	
その他参考資料	原稿一式	
上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式	

・令和 17 年度 スtockマネジメント計画（管路施設・ポンプ施設）策定業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
報告書	A4 判製本 3 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 17 年度中に三重県協議を完了すること。</li> <li>・1 月末までに提出すること。</li> <li>・三重県提出の計画書を含む。</li> </ul>
修繕・改築計画図	原図一式・白焼き 3 部	
打合せ議事録	A4 判製本 3 部	
その他参考資料	原稿一式	
上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式	

・令和 9 年度 BCP 計画（風水害編）策定業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
報告書	A4 判製本 3 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 月 20 日までに、提出すること。</li> </ul>
BCP 計画書（風水害編）	A4 判製本 3 部	
打合せ議事録	A4 判製本 3 部	
その他参考資料	原稿一式	
上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式	

・技術支援業務

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
技術支援履歴	Excel 等のデータ一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 月 20 日までに、提出すること。</li> <li>・内容は協議にて決定する。</li> </ul>

### (3) 業務完了時の提出図書

業務完了時には、以下の図書を提出すること。

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
完了届	1部	・3月末日までに提出すること。
年次報告書	2部	・3月末日までに提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・各年次報告書をとりまとめ、業務全般に関する考察を加えること。 ・上記の考察には、各業務の結果を踏まえ市の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めること。

### 別紙3 業務実施箇所、実施予定年度及び数量

#### (1) 管路施設維持管理業務

本業務の対象業務は下表に示すとおりである。業務内容及び数量は、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画を基に想定しており、令和 15 年度のストックマネジメント計画の見直し結果を踏まえ、必要に応じて数量の見直しを図るものとする。各年度の想定数量は次頁以降に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
公共樹点検	箇所	451	みずほ台の一部
マンホール内部・蓋点検※1	箇所	6,380	内、公共下水道 : 4,372 箇所 農業集落排水 : 2,008 箇所
管渠内点検 (簡易直視式カメラ)	m	142,033	内、公共下水道 φ 150~600 : 106,718m 農業集落排水 : 35,315m
マンホール内部・蓋調査※2	箇所	1,410	内、公共下水道 : 993 箇所 農業集落排水 : 417 箇所
本管TVカメラ調査 (側視あり) ※2	m	31,592	管内洗浄を含む 内、公共下水道 : 24,225m 農業集落排水 : 7,367m
法定点検 (マンホール) ※1	箇所	385	令和 12 年度 193 箇所、 令和 17 年度 192 箇所
法定点検 (本管)	スパン m	63 2,704	令和 12 年度 32 スパン、1,361m 令和 17 年度 31 スパン、1,343m φ 250~400
定期清掃 (伏越)	箇所 m	120 1,543.5	3 スパンの上下流人孔 12 箇所、154.35m 毎年実施
修繕※3	式	1	

※1 マンホール内部・蓋点検及び法定点検 (マンホール) の数量は対象管渠のスパン数を計上しているが、管渠内点検を実施する管渠に接続するマンホールについて実施することとする。

※2 点検の結果、異状のあった施設を翌年度に調査する。点検数量の 25%が異状有りと想定する。

※3 調査の結果、修繕することが有利と判定される箇所を修繕する。修繕費の上限は 500 万円/年度 (税抜) とする。

・公共柵点検

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共下水	箇所	451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	451

・マンホール内部・蓋点検

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共下水	箇所	175	338	313	378	378	378	378	431	431	417	3,617
	田村	箇所	119	119	119	0	0	0	0	0	0	0	597
	井尻	箇所	0	0	0	158	0	0	0	0	0	0	158
	計	箇所	374	537	512	536	378	378	378	431	431	417	4,372
農集排	白木一色	箇所	0	0	0	113	0	0	0	0	0	0	113
	小川	箇所	0	0	0	0	385	0	0	0	0	0	385
	白木	箇所	0	0	0	0	0	210	0	0	0	0	210
	辺法寺	箇所	0	0	0	0	0	0	248	0	0	0	248
	杓掛	箇所	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0	64
	上加太	箇所	0	0	0	0	0	0	0	347	0	0	347
	下加太	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	両尾・安坂山	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	341	341
	計	箇所	0	0	0	113	385	274	248	347	300	341	2,008
計	箇所	374	537	512	649	763	652	626	778	730	758	6,380	

・管渠内点検（簡易直視式カメラ）

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共下水	m	4,188.16	9,127.69	9,091.07	9,518.61	9783.95	9783.95	9783.95	9419.28	9419.28	9,818.22	89,934.16
	田村	m	4,042.07	4,042.07	4,042.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12,126.21
	井尻	m	0.00	0.00	0.00	4,657.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,657.18
	計	m	8,230.23	13,169.76	13,133.14	14,175.79	9,783.95	9,783.95	9,783.95	9,419.28	9,419.28	9,818.22	106,717.55
農集排	白木一色	m	0.00	0.00	0.00	1,346.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,346.84
	小川	m	0.00	0.00	0.00	0.00	6,420.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,420.67
	白木	m	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,114.28	0.00	0.00	0.00	0.00	4,114.28
	辺法寺	m	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5,478.90	0.00	0.00	0.00	5,478.90
	沓掛	m	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,229.41	0.00	0.00	0.00	0.00	1,229.41
	上加太	m	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,218.00	0.00	0.00	6,218.00
	下加太	m	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,659.89	0.00	4,659.89
	両尾・ 安坂山	m	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5,847.47	5,847.47
	計	m	0.00	0.00	0.00	1,346.84	6,420.67	5,343.69	5,478.90	6,218.00	4,659.89	5,847.47	35,315.46
計	m	8,230.23	13,169.76	13,133.14	15,522.63	16,204.62	15,127.64	15,262.86	15,637.28	14,079.18	15,665.69	142,033.03 →142,033	

・マンホール内部・蓋調査

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流関公下	公共下水	箇所		44	85	78	95	95	95	95	108	108	803
	田村	箇所		50	50	50	0	0	0	0	0	0	150
	井尻	箇所		0	0	0	40	0	0	0	0	0	40
	計	箇所	0	94	135	128	135	95	95	95	108	108	993
農集排	白木一色	箇所		0	0	0	28	0	0	0	0	0	28
	小川	箇所		0	0	0	0	96	0	0	0	0	96
	白木	箇所		0	0	0	0	0	53	0	0	0	53
	辺法寺	箇所		0	0	0	0	0	0	62	0	0	62
	沓掛	箇所		0	0	0	0	0	16	0	0	0	16
	上加太	箇所		0	0	0	0	0	0	0	87	0	87
	下加太	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0	75	75
	計	箇所	0	0	0	0	28	96	69	62	87	75	417
計	m	0	94	135	128	163	191	164	157	195	183	1,410	

・本管 TV カメラ調査

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共下水	m		1,047.04	2,281.92	2,272.77	2,379.65	2445.99	2445.99	2445.99	2354.82	2354.82	20,028.99
	田村	m		1,010.52	1,010.52	1,010.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,031.56
	井尻	m		0.00	0.00	0.00	1,164.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,164.30
	計	m	0.00	2,057.56	3,292.44	3,283.29	3,543.95	2445.99	2445.99	2445.99	2354.82	2354.82	24,224.85
農集排	白木一色	m		0.00	0.00	0.00	336.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	336.71
	小川	m		0.00	0.00	0.00	0.00	1,605.17	0.00	0.00	0.00	0.00	1,605.17
	白木	m		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,028.57	0.00	0.00	0.00	1,028.57
	辺法寺	m		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,369.73	0.00	0.00	1,369.73
	沓掛	m		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	307.35	0.00	0.00	0.00	307.35
	上加太	m		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1554.50	0.00	1554.50
	下加太	m		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1164.97	1164.97
	計	m	0.00	0.00	0.00	0.00	336.71	1,605.17	1,335.92	1,369.73	1,554.50	1,164.97	7,367.00
計	m	0.00	2,057.56	3,292.44	3,283.29	3,880.66	4051.16	3781.91	3815.72	3909.32	3519.79	31,591.85 →31,592	

・法定点検（マンホール）

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共下水	箇所	0	0	0	193	0	0	0	0	192	0	385

・法定点検（本管）

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共下水	m	0	0	0	1,361	0	0	0	0	1,343	0	2,704

・定期清掃（伏越）

事業種別	地区名	単位	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
流開公下	公共	箇所	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	120
	下水	m	154.35	154.35	154.35	154.35	154.35	154.35	154.35	154.35	154.35	154.35	1,543.5

（２） 計画策定業務

本業務の対象業務は下表に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
維持管理計画	式	1	公共、農集の管路施設 毎年実施
ストックマネジメント計画	式	1	令和 9 年度 ポンプ施設 令和 12 年度 管路施設・ポンプ施設 令和 15 年度 管路施設 令和 17 年度 管路施設・ポンプ施設
BCP 計画（風水害編）	式	1	令和 9 年度

### (3) 技術支援業務

本業務の対象施設は下表に示すとおりである。

事業名	区分	単位	数量※1	摘要※1
流域関連公共下水道	汚水中継ポンプ場	施設	1	
	マンホールポンプ	基	131	
農業集落排水施設	マンホールポンプ	基	142	
	処理施設	施設	13	※2

※1 令和6年度末時点

※2 統合により田村地区、井尻地区の処理施設は廃止し、管路施設、マンホールポンプは公共下水道へ移管する。  
また、統合に伴い新設する管渠及びマンホールポンプについて、事業対象施設や業務を追加する場合は契約変更を行う。

### (4) その他業務

本業務の対象数量は下表に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
住民対応業務	式	1	
緊急対応業務	式	1	
災害対応業務	式	1	

#### 別紙4 維持管理計画策定業務仕様書

事業者は本業務を実施するにあたって、年度別協定の締結翌日から 28 日以内に、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画を基に履行期間中における管路の維持管理業務の内容を網羅した維持管理計画書を作成し、市の承諾を得ること。

また、事業者は本業務において得られた点検、調査結果及び整理・蓄積した情報を基に適宜見直し・改善提案を行うこと。

維持管理計画書には、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように以下の内容を記載すること。

##### (1) 維持管理方針と目標の設定

- ① 維持管理の目的
- ② 計画期間
- ③ 目標指標・目標値の設定

##### (2) 現状維持管理状況の把握と課題整理

- ① 対象施設の概要の整理
- ② 現状の管路施設の維持管理状況

##### (3) 管路施設の点検調査計画

- ① 重点路線の選定
- ② 優先度の設定
- ③ 点検調査頻度の設定

##### (4) 上記以外の維持管理計画

- ① 清掃計画（公共下水道の汚泥処分先を含む）
- ② 修繕計画
- ③ 苦情・事故発生時の対応計画
- ④ 緊急時対応計画書
- ⑤ 維持管理体制の確保

## 別紙5 作業記録

### (1) 点検調査業務

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、年次報告書に添付して市に提出すること。

- ① 撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラ等使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。
- ② 写真は、全景及び異状の状態で詳細に確認できるよう撮影すること。
- ③ 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ④ 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- ⑤ 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは1,020×1,447ピクセル程度とすること。

### (2) 清掃業務

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、月次報告書に添付して市に提出すること。年次報告書では当該年度の集計結果を添付して市に提出すること。

- ① 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。
- ② 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- ③ 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者を明記した黒板を入れて撮影すること。

### (3) 修繕業務

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には、業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、修繕完了報告書（「別紙8」参照）に添付して市に提出すること。

- ① 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。管路内の修繕において、管路内からの撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- ② 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③ 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- ④ 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは1,020×1,447ピクセル程度とすること。

## 別紙6 汚泥収集運搬処理業務仕様書

### (1) 業務内容

- ① 公共下水道事業の管路施設で発生する汚泥は、事業者が契約した処分先に搬出すること。処分先は維持管理計画に記載し、市の承諾を得ること。農業集落排水施設の管路施設で発生する汚泥は一般廃棄物として取り扱うため、運搬および処分は業務範囲外とし、汚泥引抜等が必要となる場合は市に報告すること。
- ② 緊急対応の年間上限額は「別表 6-1」に示す金額とし、超過した場合は都度精算とする。ただし、緊急に清掃を実施する必要があるときは、見積及び見積の算定根拠を提出する前に清掃を実施することについて、市の承諾を得たうえで実施すること。

別表 6-1 緊急対応の年間上限額

区 分		年間上限額
下水道管路施設	公共下水道	40 万円（税抜）
	農業集落排水	—

### (2) マニフェスト

事業者は、廃掃法に従いマニフェストの管理を行うこと。

### (3) 事業者の義務と責任

事業者は、市から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から市が指定する運搬先における荷おろし作業の完了まで、法令に基づき適正に運搬する責任を負うとともにこの間に発生した事故については、その原因が市の責に帰すべき場合を除き、事業者が責任を負う。

### (4) 報告書の提出

事業者は、業務を実施した場合は、月次報告書としてマニフェストの写し及び管渠清掃委託報告書(別紙 7)、道路使用許可書(写し)、作業写真、酸素及び硫化水素測定表を市に提出しなければならない。

## 別紙7 管路清掃業務委託報告書

亀山市長 櫻井 義之 様

### 管路清掃業務委託報告書

実施日 令和 年 月 日

区 分	作業時間	汚泥量	コメント
～付近		m <sup>3</sup>	
～付近		m <sup>3</sup>	
～付近		m <sup>3</sup>	

- 1) 報告書提出 作業毎に作成し、月次報告書として提出してください。
- 2) 汚泥量 実作業量(処分量)を記入ください。
- 3) コメント 清掃前後の状況(汚泥の性状・油類等・その他)を記載ください。

## 別紙8 修繕業務

### (1) 修繕業務対象施設

修繕業務の対象施設は、公共下水道及び農業集落排水施設の管路施設とし、修繕の範囲は下記のとおりとする。下水道施設と道路とのすみ分けは、道路占用許可書に従うこと。

別表 8-1 修繕の範囲

対象施設
汚水本管
マンホール
マンホール蓋
汚水取付管及び汚水ます
汚水ます蓋
上記施設に起因する路面の補修

※雨水施設については市に引き継ぐこと。

### (2) 業務内容

- ① 事業者は、故障又は異常が生じた設備の他、老朽化等により予防的に実施する修繕も含めた年間の修繕計画を維持管理計画にて作成し、市・事業者で協議のうえ市の承諾を得て実施すること。
- ② 修繕の年間上限額は「別表 8-2」に示す金額とし、超過した場合は都度精算とする。ただし、緊急に修繕を実施する必要があるときは、見積及び見積の算定根拠を提出する前に修繕を実施することについて、市の承諾を得たうえで実施すること。

別表 8-2 修繕の年間上限額

区 分		年間上限額
下水道管路施設	公共下水道	500 万円（税抜）
	農業集落排水施設	

- ③ 事業者は、1 件あたりの修繕金額が 200 万円未満（税込）の場合は、修繕内容が分かる資料及び見積書（2 者）を市に提出し、事前に市に承諾を得ること。
- ④ 事業者は、1 件あたりの修繕金額が 200 万円以上（税込）の場合は、3 者以上による見積徴収を行い、修繕内容が分かる資料と市に見積書を提出し、事前に承諾を得ること。
- ⑤ 事業者は、修繕の完了後、修繕完了報告書を作成し、月次報告書に添付して提出すること。
- ⑥ 修繕完了報告書には、下記の内容を明記すること。
  - ・ 修繕名称
  - ・ 修繕金額

- ・修繕場所
  - ・修繕完了日
  - ・作業記録写真帳（「別紙 5」参照）
  - ・その他、市の指示するもの
- ⑦ 二次被害の防止や機能の早期回復の観点から、緊急に修繕実施が必要な場合は、見積書等の提出前に修繕実施に関し、市の承諾を得ること。

## 別紙9 管路維持管理業務報告書記載要領

### (1) 一般事項

- ① 点検調査業務報告書は、本要領に従い作成すること。
- ② 様式は A4 判（縦）横書き、図面は、縮尺、寸法を明記し、チューブファイルに綴じること。
- ③ 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、事業者名等を記載すること。また背表紙にも、調査年度、調査番号、調査件名、事業者名等を記載すること。

### (2) 報告書記載事項

管路維持管理業務報告書は、下記の事項について内容を明記すること。調査総括表、調査集計表及び調査記録表に用いる様式や凡例は市と協議して決定し、点検調査判定基準は「別紙10」によるものとする。

- ① テレビカメラ調査等
  - 1) 調査目的
  - 2) 調査概要
  - 3) 案内図
  - 4) 調査箇所図
  - 5) 調査総括表
  - 6) 調査集計表
  - 7) 調査記録表
  - 8) 考察
  - 9) 作業記録写真
- ② マンホール点検調査等  
テレビカメラ調査項目に準ずる。

### (3) 留意事項

- ① 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の DVD 等に収録すること。なお提出する DVD 等には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を明示すること。
- ② 提出する成果品は、次のとおりとする。
  - 1) 管路維持管理業務報告書
  - 2) 不良箇所写真帳
  - 3) DVD 等（テレビカメラ調査の場合）
  - 4) その他、市の指示するもの

## 別紙10 判定基準

### (1) 判定基準の考え方

事業開始時は以下の手法で判定を行う。ストックマネジメント計画の見直しにより変更された場合は、当該判定基準に従う。

### (2) 公共樹点検、マンホール内部・蓋点検

公共樹点検及びマンホール内部・蓋点検の判定方法は、「下水道維持管理指針 実務編 2014年版」(以下「維持管理指針」という。)及び亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき行うものとし、判定基準について維持管理計画策定時に市と協議して確認を行うものとする。

### (3) 管渠内点検(簡易直視式カメラ)

#### ① 使用する機材

管渠内点検で用いる機材は「簡易直視式カメラ」を用いることとし、ビデオカメラの仕様は次のとおりとし、この仕様に沿ったカメラシステムまたは同等以上のカメラシステムを用いることとする。

#### 1) カメラの概要

カメラシステムは、オペレーターによる都度の判定を行わずに管路内の点検を実施することができるシステムとする。カメラヘッドは広角レンズを採用し、従来のカメラ調査における直視・側視の切り換えや、異常箇所等における停止などの動作は行わない。

#### 2) 動画解像度 : 1920×1080 以上

#### 3) 光源は鮮明な映像を撮影するに十分な光量が得られるものとする。

点検機材については事前に市の承諾を得ること。

#### ② 点検項目

#### 1) 異常箇所の点検項目

異常箇所については、判定基準に従い判定を行うこと。

点検項目は、腐食、たるみ、破損、クラック、扁平、変形、継ぎ手隙間・ズレ、浸入水、取付管突出し、油脂付着、樹木根侵入、モルタル付着、土砂堆積とする。

#### 2) 判定基準

判定基準は次のとおりとする

表 5-1 判定基準【鉄筋コンクリート管（遠心力鉄筋コンクリート管を含む）及び陶管】（案）

スパンで判定	ランク		A	B
	異常項目			
	腐食		鉄筋露出	骨材露出
	上下方向のたるみ		内径以上	内径1/2以上
管1本ごとに判定	ランク		A	B
	異常項目			
	破損	鉄筋コンクリート管	欠落、 または亀甲状のクラック または、軸方向の明らかに開きのあるクラック	軸方向のクラック
		陶管	欠落、 または管長の1/2程度以上の軸方向クラック	軸方向のクラック
	クラック	鉄筋コンクリート管	円周方向のクラックで明らかに開きのあるクラック	円周方向のクラック
		陶管	円周方向のクラックが全周の2/3以上	円周方向のクラックが全周の2/3未満
	継ぎ手隙間・ズレ (管口の不良を含む)		脱却 または、管厚以上の上下左右方向のズレ	明らかな隙間 または、管厚程度の上下左右方向のズレ
	浸入水		噴き出ている	—
	取付け管の突出し		内径の50%以上	内径の20%~50%未満
	油脂付着			
	樹木根侵入			
	モルタル付着			
土砂堆積				

※基準内の「明らかな」については、クラック、破損は2~5mm以上、継ぎ手隙間は50~70mm以上を想定している。  
 ※パッキン外れや障害物等、上記以外の計上すべき異常があった場合は備考に計上する。  
 ※上記の基準は判定基準の案であり、下水道管理者の基準や調査目的に応じて内容を変更しても良い。

表 5-2 判定基準【硬質塩化ビニル管】（案）

スパンで判定	ランク		A	B
	異常項目			
	上下方向のたるみ		内径以上	内径1/2以上
管1本ごとに判定	ランク		A	B
	異常項目			
	破損		欠落、亀甲状のクラック または、軸方向のクラック	—
	クラック		円周方向のクラック	—
	継ぎ手隙間・ズレ (管口の不良を含む)		脱却	明らかな隙間
	浸入水		噴き出ている	流れている
	扁平		明らかに扁平している	扁平している
	変形		内面へ突出している	—
	取付け管の突出し		内径の50%以上	内径の20%~50%未満
	油脂付着			
樹木根侵入				
モルタル付着				
土砂堆積				

※基準内の「明らかな」については、継ぎ手隙間は50~70mm以上、扁平は10%程度以上を想定している。  
 ※パッキン外れや障害物等、上記以外の計上すべき異常があった場合は備考に計上する。  
 ※上記の基準は判定基準の案であり、下水道管理者の基準や調査目的に応じて内容を変更しても良い。

### ③ 点検方法

- 1) ビデオカメラを出来る限り管中心にセットし、管路内の動画撮影を行う。
- 2) 動画撮影は、原則は上流から下流に向かって行い、管口部から管内部までを、途中カットすることなく連続で撮影を行う。
- 3) 撮影にあたっては、適正かつ鮮明な映像を確保するよう努める。
- 4) 異常箇所や取付け管口は停止せず、一定のスピードで点検を実施する。ただし、重大な異常箇所については、判明後ただちに監督員に報告する。
- 5) 異物の堆積等（土砂・ラード・モルタル類の堆積や、木の根の侵入、取付管の突出）によって点検不能となった場合は、反対側から再点検を実施する。
- 6) 判定基準によるすべてのランク及び異物の堆積等の異状箇所は、収録した動画から、静止画像として読み込み保存する。
- 7) 異常箇所等の距離については、記録表及び動画に標記しなくてもよい。
- 8) 点検方法については、事前に監督員に承諾を得ること。管路施設の形状等によりビデオカメラが通過不可と想定される箇所については、監督員と協議すること。
- 9) 点検結果をもとに、以下の点検結果の評価フローに基づき、1 スパンごとに簡易緊急度判定を行う。

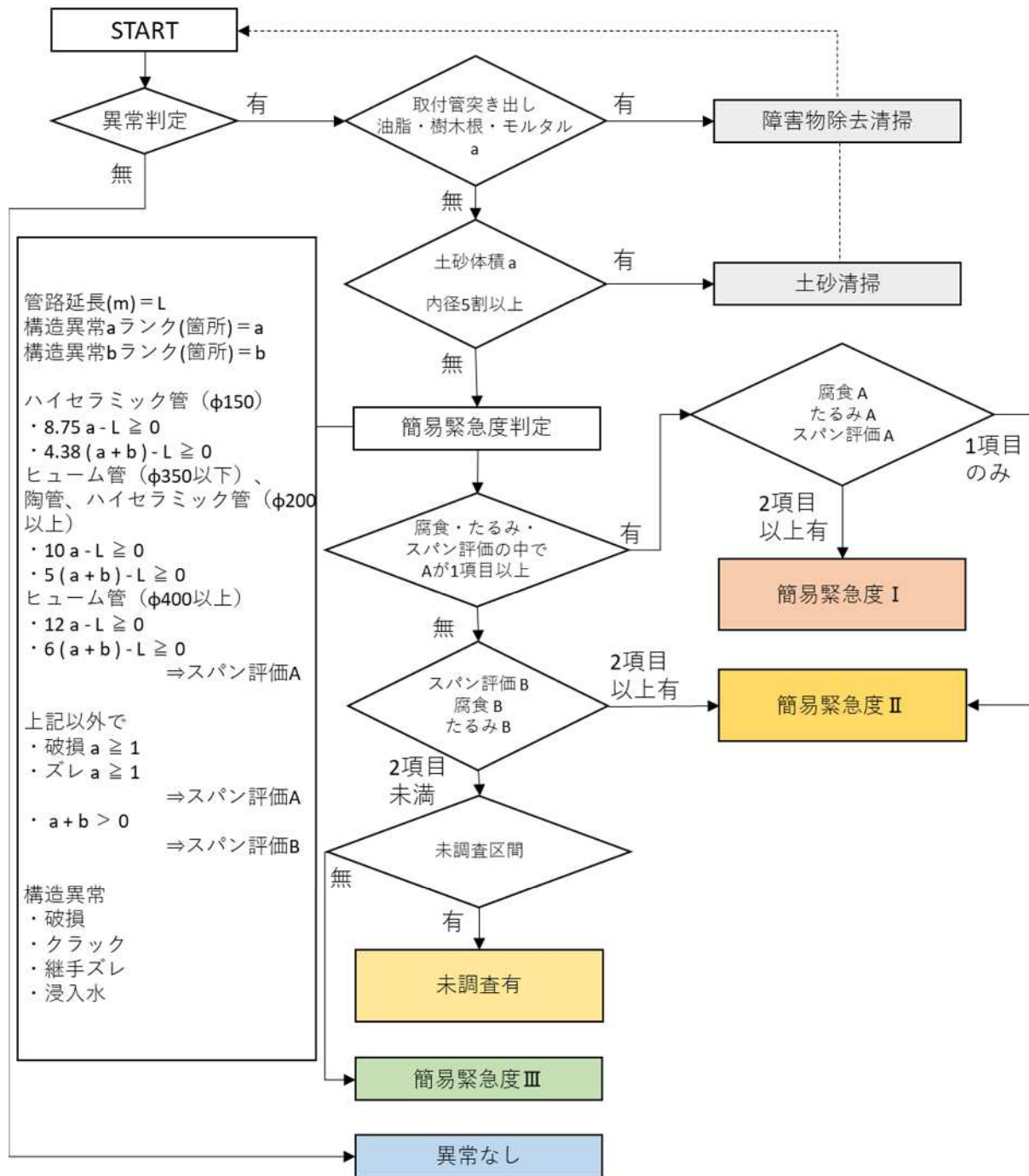


図 5-1 点検結果の評価フロー

【鉄筋コンクリート管（遠心力鉄筋コンクリート管を含む）及び陶管】

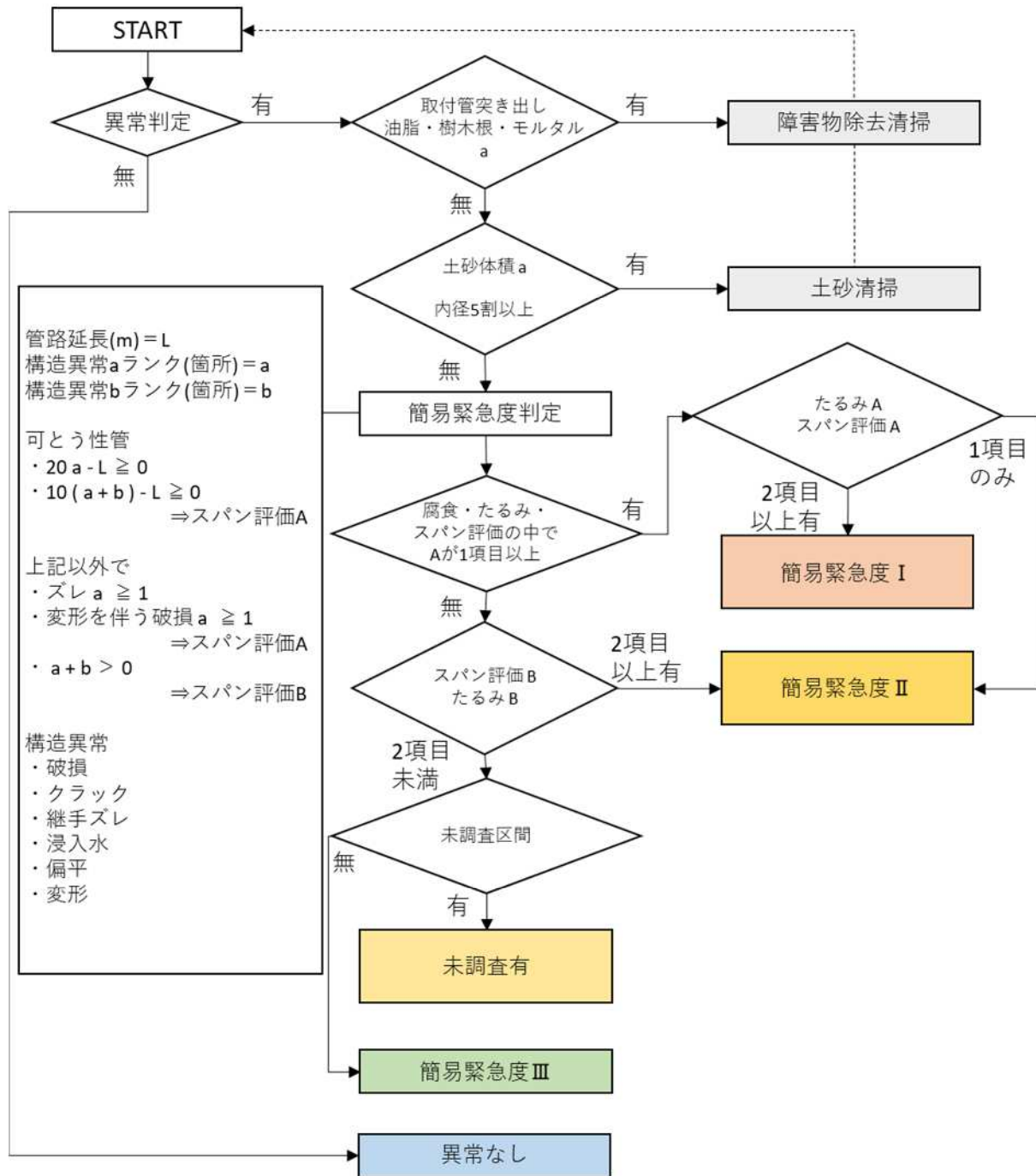


図 5-2 点検結果の評価フロー【硬質塩化ビニル管】

#### (4) マンホール内部・蓋調査

マンホール内部・蓋調査の判定方法は、維持管理指針及び亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき行うものとし、判定基準について維持管理計画策定時に市と協議して確認を行うものとする。

#### (5) 本管 TV カメラ調査

本管 TV カメラ調査の判定方法は、維持管理指針及び亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき行うものとし、判定基準について維持管理計画策定時に市と協議して確認を行うものとする。

#### (6) 法定点検（マンホール）

法定点検（マンホール）の判定基準は、マンホール内部・蓋点検と同じとする。

#### (7) 法定点検（本管）

法定点検（本管）の判定基準は、管渠内点検（簡易直視式カメラ）と同じとする。

## 別紙11 スtockマネジメント計画策定業務仕様書 共通仕様書

### 1 業務の目的

本業務では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び投機的な改築シナリオを設定し、管理・更新一体マネジメント方式を実施するうえで必要となる更新計画として、点検・調査計画及び修繕・改築計画を作成することを目的とする。

### 2 対象施設

Stockマネジメント計画の対象施設は、管路施設、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設とする。

### 3 業務内容

#### (1) 管路施設

管路施設のStockマネジメント計画は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

1. 施設情報の収集・整理	施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理確認等を行う。
1-1 施設情報収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上位計画に関する情報の収集・整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体のビジョン</li> <li>② 地域の将来計画</li> <li>③ 下水道ビジョン等</li> </ul> </li> <li>(2) 関連計画に関する情報の収集・整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道計画（全体計画、事業計画）</li> <li>② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）</li> <li>③ 合流改善計画</li> <li>④ 地球温暖化対策計画等</li> </ul> </li> <li>(3) 諸元に関する情報の収集・整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称</li> <li>② 設置年度及び設置価格</li> <li>③ 所在地</li> <li>④ 形状寸法、形式（管径）、能力、延長、土被り</li> <li>⑤ 管路施設の重要度等</li> </ul> </li> <li>(4) リスクの検討に関する情報の収集・整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 点検・調査結果</li> <li>② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度</li> <li>③ 施設の周辺環境条件等</li> </ul> </li> <li>(5) 点検・調査に関する情報の収集・整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 図面</li> <li>② 施設状態（劣化の程度）</li> <li>③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等</li> </ul> </li> <li>(6) 修繕・改築に関する情報の収集・整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経過年数</li> <li>② 標準耐用年数</li> </ul> </li> </ul>

	③ 改築費用（又は改築単価） ④ 緊急度、健全度等 ⑤ 運転及び水質記録等	
1-2 施設情報の作成	収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。その後、地図情報システムを用いる場合には亀山市と協議のうえ、データ整理方法を決定する。	
1-3 現地踏査	既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、特に地域特性、土地利用等の現地の状況確認が必要な箇所を対象として現地踏査により確認を行う。	
2. リスクの評価	点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討する。リスク評価では、以下の事項について検討する。	
2-1 リスクの特定	下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。	
2-2 被害規模の検討	管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定した上で被害規模を検討する。	
2-3 発生確率の検討	管路施設における損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。	
2-4 リスクの評価	点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。	
3. 施設管理の目標設定	管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。	
4. 長期的な改築事業シナリオの設定	改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。	
4-1 管理方法の選定	管きょ、マンホールふた、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、亀山市の特性に応じて管理方法を設定する。	
4-2 改築条件の設定	最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。	
4-3 最適な改築シナリオの選定	リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、亀山市の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。	
4-4 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ	4-1～4-3の検討結果を50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。	
5. 点検・調査計画の策定	長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。	
5-1 環境区分の設定	管きょ、マンホールふた、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査においては把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。ただし、マンホールふた、取付管・ます等は一般環境下の扱いとする。	
5-2 点検・調査頻度の検討	一般環境下	過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。
	腐食環境下	腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定

		する。
5-3 優先順位の設定	一般環境下	リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。
	腐食環境下	点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優先順位を設定する。
5-4 点検・調査における単位・項目の検討	一般環境下	清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。
	腐食環境下	一般環境下の考え方に準じる。
5-5 点検・調査対象施設・実施時期の設定	一般環境下	優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。
	腐食環境下	一般環境下の考え方に準じる。
5-6 点検・調査方法の検討	一般環境下	施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。
	腐食環境下	一般環境下の考え方に準ずる。
5-7 概算費用の算定	一般環境下	「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間に勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。
	腐食環境下	一般環境下の考え方に準ずる。
5-8 点検・調査計画のとりまとめ	5-1～5-7の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。	
6. 点検・調査の実施	点検・調査計画に基づき、点検・調査を実施する。点検・調査情報を蓄積し、定期的見直しによる精度向上に活用する。	
7. 修繕・改築計画の策定	点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業シナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。	
7-1 診断	<p>診断は、管路施設の異状の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。</p> <p>(イ) 異常の程度の評価 異常の程度の評価基準に基づき、異状の程度を評価する。</p> <p>(ロ) 緊急度・健全度の判定 異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。</p>	
7-2 対象の必要性検討	診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。	
7-3 修繕・改築の優先順位の検討	従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。	
7-4 対策範囲の検討	優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。	
7-5 長寿命化対策検討対象施設の選定	長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。	
7-6 改築方法の検討	改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命	

	化対策の実施効果を検証する。
7-7 実施時期の設定及び概算費用の算出	長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度の実施時期を設定する。 また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。
7-8 修繕・改築計画のとりまとめ	7-1～7-7の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。
8. 関係機関への説明資料作成	事業者は、住民や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取を行うなど、理解と協力を得られるための方策を検討する。また、その方策の実行に必要な説明資料等を作成する。
9. 照査	事業者はストックマネジメント計画策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。 (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査 (2) 検討の方法及びその内容に関する照査 (3) 検討の妥当性（方針、設定条件等）の照査 (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画等との相互間における整合性に関する照査
10. 報告書作成	報告書作成では、ストックマネジメント計画に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

## (2) ポンプ施設

ポンプ施設（中継ポンプ場及びマンホールポンプ）のストックマネジメント計画は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

1. 施設情報の収集・整理	施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理確認等を行う。
1-1 施設情報収集・整理	(1) 上位計画に関する情報の収集・整理 ① 地方公共団体のビジョン ② 地域の将来計画 ③ 下水道ビジョン等 (2) 関連計画に関する情報の収集・整理 ① 下水道計画（全体計画、事業計画） ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画） ③ 合流改善計画 ④ 地球温暖化対策計画等 (3) 諸元に関する情報の収集・整理 ① 名称 ② 設置年度及び設置価格 ③ 所在地 ④ 形状寸法、形式、能力、容量、仕様等 (4) リスクの検討に関する情報の収集・整理 ① 点検・調査結果 ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度 ③ 施設の周辺環境条件等 (5) 点検・調査に関する情報の収集・整理 ① 設計図書、竣工図書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 施設状態（劣化の程度）</li> <li>③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録）等</li> </ul> <p>(6) 改築・修繕に関する情報の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経過年数</li> <li>② 標準耐用年数</li> <li>③ 改築費用（又は改築単価）</li> <li>④ 緊急度、健全度等</li> <li>⑤ 運転及び水質記録等</li> </ul>
1-2 施設情報の作成	施設情報（施設台帳）が作成されていない場合は、収集した施設情報を基に、新たに小分類単位を基にした施設情報（施設台帳）を作成する。（データベースの構築は含んでいない） 施設情報（施設台帳）の内容は、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度、その他の施設情報とし、電子データ化を行う。
1-3 施設情報のデータベース構築	施設台帳システム等へ電子データを移行する場合は、その費用を別途計上する。
1-4 現地調査	既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。
2. リスクの評価	ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築計画の策定につなげる。リスク評価では、以下の事項について検討する。
2-1 リスクの特定	下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。
2-2 被害規模の検討	中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設において事故・故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。（機能面、能力面、コスト面の総合評価を想定している）
2-3 発生確率の検討	中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設における事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定して検討する。（目標耐用年数を設定し、整理を想定している）
2-4 リスクの評価	点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。
3. 施設管理の目標設定	リスク評価を踏まえて、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標（アウトカム）及び事業量の目標（アウトプット）を設定する。とりまとめ方法は原則中分類単位とする。
3-1 事業の目標設定	施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。
3-2 事業量の目標設定	アウトカムを達成するために具体的な事業量の目標（アウトプット）を設定する。
4. 長期的な改築事業シナリオの設定	改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。とりまとめ方法は原則中分類単位とする。
4-1 管理方法の選定	施設の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、亀山市の特性に応じて管理方法を設定する。
4-2 改築条件の設定	最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。
4-3 最適な改築シナリオの選定	リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、亀山市の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。
4-4 長期的な改築事業シナリオの	4-1～4-3の検討結果を長期的な改築事業シナリオとして取りまとめる。

とりまとめ	
5. 点検・調査計画の策定	基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。実施計画では、事業計画期間を考慮し、おおむね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。 点検・調査範囲等は中分類単位でまとめ、調査項目や調査方法については、各中分類単位の主要資産ごとを目途に必要なに応じて設定する。
5-1 (基本方針) 頻度・項目の設定	点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の監理記録やリスク評価等を参考に設定する。健全度を評価するため調査項目を設定する。調査頻度は、定期的、リスク評価に基づく優先順位等により設定する。
5-2 (基本方針) 単位の設定	点検単位は、設備単位とする。 調査単位は、修繕・改築等対策単位を設定する。
5-3 (基本方針) 優先順位の設定	リスク評価に基づいて、優先順位を設定する。
5-4 (実施計画) 対象施設・実施時期の検討	対象設備は、中継ポンプ場・マンホールポンプ場の全設備とする。 点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。 調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期都市、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して効率的・効果的に実施する。
5-5 (実施計画) 点検・調査の方法の検討	点検・調査方法は、点検・調査委体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。
5-6 (実施計画) 概算費用の算定	「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。
5-7 点検・調査計画のとりまとめ	5-1～5-6の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。
6. 点検・調査の実施	点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施する。点検・調査情報を取りまとめ、定期的見直しによる精度向上に活用する。
7. 修繕・改築計画の策定	基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。 実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。
7-1 (基本方針) 診断・対策の必要性の検討	健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。
7-2 (基本方針) 優先順位の検討	機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。また、中継ポンプ場・マンホールポンプ場設備の優先順位の設定にあたり、設備群としてまとめた修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備軍単位
7-3 (実施計画) 対策範囲の検討	基本方針で、対策が必要と位置付けた設備について、修繕か改築かを判定する。なお、修繕か改築化の判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。
7-4 (実施計画) 長寿命化対策検討対象設備の選定	管理方法(状態監視保全、時間計画保全、事後保全)を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。
7-5 (実施計画) 改築方法の検討	対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。また、個々の設備の対策に加え、必要に応じて設備群として(省エネルギー、省資源化、効率化等)総合的な検討を行う。
7-6 (実施計画) 実施時期と概算費用の検討	7-3を踏まえた修繕・改築計画を策定する。
7-7 (実施計画) 修繕・改築計画のとりまとめ	7-1～7-6の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

8. 関係機関への説明資料作成	事業者は、住民や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取を行うなど、理解と協力を得られるための方策を検討する。また、その方策の実行に必要な説明資料等を作成する。
9. 照査	事業者はストックマネジメント計画策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。 (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する少佐 (2) 検討方法及びその内容に関する照査 (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査 (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画等との相互間における整合性に関する照査
10. 報告書作成	本業務で収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、ストックマネジメント計画の概要版を作成する。

#### 4 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ・ 亀山市の下水道標準構造図
- ・ 亀山市の下水道維持管理指針
- ・ 亀山市の下水道改築マニュアル
- ・ 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ・ 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- ・ 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- ・ 管きよ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- ・ 管きよ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- ・ 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と技術に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- ・ 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- ・ 下水道管路施設維持管理積算要領（日本下水道管路管理業協会）
- ・ マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- ・ 管きよの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- ・ 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）

- ・下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- ・下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

## 別紙12 令和9年度 ストックマネジメント計画策定業務 特記仕様書

### 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「別紙11 ストックマネジメント計画策定業務仕様書 共通仕様書」（以下、「ストックマネジメント計画共通仕様書」という。）の1.項に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、ストックマネジメント計画共通仕様書による。

### 2 業務の対象

(1) 委託箇所 亀山市流域関連公共下水事業計画区域内

(2) 委託対象施設（ポンプ施設）

① 分流式汚水中継ポンプ場（沈砂池無し）

(1) 名称	井田川・能褒野第1汚水中継ポンプ場	
(2) 位置	田村町名越	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力(m <sup>3</sup> /秒)	計画時間最大汚水量	0.086
	既設能力（注1）	0.041
(6) 供用開始年月	平成24年7月	

（注1）既設能力＝全体計画水量×（既設主ポンプ設備能力／全体計画主ポンプ設備能力）

② マンホール形式ポンプ場（2次製品及び現場打ち）

マンホール形式ポンプ場の箇所数：131箇所

(3) 設計条件項目（ポンプ施設）

① 作業内容

「作業の有無」の欄に○印を付ける

作業内容	作業の有・無	備考
1. 施設情報の収集・整理	○	
2. リスクの評価	○	
3. 施設管理の目標設定	○	
4. 長期的な改築事業シナリオ設定	○	
5. 点検・調査計画の策定	○	
6. 点検・調査の実施	—	
7. 修繕・改築計画の策定	—	
8. 関係機関への説明資料作成	—	
9. 照査	○	
10. 報告書作成	○	

② ポンプ場施設の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」の欄に○印を付ける

施設名	土木	建築	機械	電気	対策内容
流入きよ	○	—	○	○	
沈砂池・ポンプ室	—	—	—	—	
ポンプ室	○	○	○	○	
流出きよ	○	—	—	—	
吐口	—	—	—	—	

③ ポンプ場施設の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量を記入する

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	0.041	一式	—	—	0.041	一式	0.041	一式	
沈砂池・ポンプ室	—	—	—	—	—	—	—	—	
ポンプ室	0.041	一式	0.041	一式	0.041	一式	0.041	一式	
流出きよ	0.041	一式	—	—	—	—	—	—	
吐口	—	—	—	—	—	—	—	—	

既設数量：既設の設計水量、台数等

対象施設数量：今回の対策施設の設計数量、池数、台数等

④ 補正

「補正項目の有・無」の欄に○印を付ける

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	○
複数施設に係る補正	○
沈砂池に係る補正	—
処理方式に係る補正	—
焼却炉（熔融炉）及び汚泥コンポスト化施設に係る補正	—

⑤ 施設情報（台帳）

「今回業務対象」の欄に○印を付ける

施設情報（台帳）		今回業務対象	
施設情報（台帳） 有	電子データ	—	—
施設情報（台帳） 無	—	新規作成	—

別紙13 令和12年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「Stockマネジメント計画共通仕様書」の1.項に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、Stockマネジメント計画共通仕様書による。

2 業務の対象

(1) 委託箇所 亀山市流域関連公共下水事業計画区域内

(2) 委託対象施設 (管路施設)

① 管路施設Stockマネジメント実施方針

(Stockマネジメント計画共通仕様書3.(1)1.項から5.項まで)

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	1,085.4 ha(令和6年度末)
管渠	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
マンホール	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
マンホールふた	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
取付管	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
ま す	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

② ①のうち修繕・改築計画

(Stockマネジメント計画共通仕様書3.(1)6.項から10.項まで)

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	1,085.4 ha(令和6年度末)
延長	汚水 6.4km (令和10年度から令和11年度までの想定調査延長)
マンホール	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
マンホールふた	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
取付管	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
ま す	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

(3) 設計条件項目（管路施設）

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		設計条件
1. 施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	有 ・ 無
	施設情報の電子データ化	有 ・ 無
	現地踏査	有 ・ 無
2. リスクの評価	リスクの特定	有 ・ 無
	被害規模の検討	有 ・ 無
	発生確率の検討	有 ・ 無
	リスクの評価	有 ・ 無
3. 施設管理の目標設定		有 ・ 無
4. 長期的な改築事業のシナリオの設定	管理方法の選定	有 ・ 無
	改築条件の設定	有 ・ 無
	最適な改築シナリオの選定	有 ・ 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	有 ・ 無
5. 点検・調査計画の策定	環境区分の設定	有 ・ 無
	点検・調査頻度の検討	有 ・ 無
	優先順位の検討	有 ・ 無
	点検・調査における単位・項目の検討	有 ・ 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	有 ・ 無
	点検・調査方法の検討	有 ・ 無
	概算費用の算定	有 ・ 無
	点検・調査計画のとりまとめ	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
6. 点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり
7. 修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり
8. 関係機関への説明資料作成		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
9. 照査		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
10. 報告書作成		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
設計協議		中間打合せ 3 回
関係機関協議		0 回
貸与資料	点検・調査データ	<input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ 無
	管路施設データ	<input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ 無
	維持管理データ	<input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ 無

設計条件項目表（その2）（参考）

項 目		設計条件	
点検・調査の実施		管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
診 断	異常の程度の評価	管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	緊急度・健全度の判定	管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
対策の必要性検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
修繕・改築の優先順位の検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
対策範囲の検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
長寿命化対策検討対象施設の選定		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
改築方法の検討	改築方法の選定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	ライフサイクルコスト改善額の算定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	計画期間内の概算費用の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
修繕・改築計画のとりまとめ		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	

(4) 委託対象施設（ポンプ施設）

① 分流式汚水中継ポンプ場（沈砂池無し）

(1) 名称	井田川・能褒野第1汚水中継ポンプ場	
(2) 位置	田村町名越	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力(m <sup>3</sup> /秒)	計画時間最大汚水量	0.086
	既設能力（注1）	0.041
(6) 供用開始年月	平成24年7月	

（注1）既設能力＝全体計画水量×（既設主ポンプ設備能力／全体計画主ポンプ設備能力）

② マンホール形式ポンプ場（2次製品及び現場打ち）

マンホール形式ポンプ場の箇所数：131箇所

(5) 設計条件項目（ポンプ施設）

① 作業内容

「作業の有無」の欄に○印を付ける

作業内容	作業の有・無	備考
1. 施設情報の収集・整理	—	
2. リスクの評価	—	
3. 施設管理の目標設定	—	
4. 長期的な改築事業シナリオ設定	—	
5. 点検・調査計画の策定	—	
6. 点検・調査の実施	○	
7. 修繕・改築計画の策定	○	
8. 関係機関への説明資料作成	—	
9. 照査	○	
10. 報告書作成	○	

② ポンプ施設の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」の欄に○印を付ける

施設名	土木	建築	機械	電気	対策内容
流入きよ	○	—	○	○	
沈砂池・ポンプ室	—	—	—	—	
ポンプ室	○	○	○	○	
流出きよ	○	—	—	—	
吐口	—	—	—	—	

③ ポンプ施設の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量を記入する

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	0.041	一式	—	—	0.041	一式	0.041	一式	
沈砂池・ポンプ室	—	—	—	—	—	—	—	—	
ポンプ室	0.041	一式	0.041	一式	0.041	一式	0.041	一式	
流出きよ	0.041	一式	—	—	—	—	—	—	
吐口	—	—	—	—	—	—	—	—	

既設数量 : 既設の設計水量, 台数等

対象施設数量 : 今回の対策施設の設計数量, 池数, 台数等

④ 補正

「補正項目の有・無」の欄に○印を付ける

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	○
複数施設に係る補正	○
沈砂池に係る補正	—
処理方式に係る補正	—
焼却炉（溶融炉）及び汚泥コンポスト化施設に係る補正	—

⑤ 施設情報（台帳）

「今回業務対象」の欄に○印を付ける

施設情報（台帳）		今回業務対象	
施設情報（台帳） 有	電子データ	—	—
施設情報（台帳） 無	—	新規作成	—

## 別紙14 令和15年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書

### 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「Stockマネジメント計画共通仕様書」の1.項に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、Stockマネジメント計画共通仕様書による。

### 2 業務の対象

(1) 委託箇所 亀山市流域関連公共下水事業計画区域内

(2) 委託対象施設 (管路施設)

① 管路施設Stockマネジメント実施方針

(Stockマネジメント計画共通仕様書3.(1)1.項から5.項まで)

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	1,085.4 ha(令和6年度末)
管渠	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
マンホール	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
マンホールふた	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
取付管	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
ま す	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

② ①のうち修繕・改築計画

(Stockマネジメント計画共通仕様書3.(1)6.項から10.項まで)

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	—
延長	—
マンホール	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
マンホールふた	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
取付管	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
ま す	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

(3) 設計条件項目（管路施設）

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		設計条件
1. 施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	施設情報の電子データ化	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	現地踏査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
2. リスクの評価	リスクの特定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	被害規模の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	発生確率の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	リスクの評価	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
3. 施設管理の目標設定		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
4. 長期的な改築事業のシナリオの設定	管理方法の選定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	改築条件の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	最適な改築シナリオの選定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
5. 点検・調査計画の策定	環境区分の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	点検・調査頻度の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	優先順位の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	点検・調査における単位・項目の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	点検・調査方法の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	概算費用の算定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	点検・調査計画のとりまとめ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
6. 点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり
7. 修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり
8. 関係機関への説明資料作成		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
9. 照査		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
10. 報告書作成		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
設計協議		中間打合せ 3 回
関係機関協議		0 回
貸与資料	点検・調査データ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ <input type="checkbox"/> 無
	管路施設データ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ <input type="checkbox"/> 無
	維持管理データ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ <input type="checkbox"/> 無

設計条件項目表（その2）（参考）

項 目		設計条件	
点検・調査の実施		管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
診 断	異常の程度の評価	管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	緊急度・健全度の判定	管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
対策の必要性検討		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
修繕・改築の優先順位の検討		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
対策範囲の検討		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
長寿命化対策検討対象施設の選定		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
改築方法の検討	改築方法の選定	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	ライフサイクルコスト改善額の算定	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	計画期間内の概算費用の算出	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
修繕・改築計画のとりまとめ		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	

別紙15 令和17年度 スtockマネジメント計画策定業務 特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「Stockマネジメント計画共通仕様書」の1.項に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、Stockマネジメント計画共通仕様書による。

2 業務の対象

(1) 委託箇所 亀山市流域関連公共下水事業計画区域内

(2) 委託対象施設 (管路施設)

① 管路施設Stockマネジメント実施方針

(Stockマネジメント計画共通仕様書3.(1)1.項から5.項まで)

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	1,085.4 ha(令和6年度末)
管渠	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
マンホール	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
マンホールふた	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
取付管	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
ま す	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

② ①のうち修繕・改築計画

(Stockマネジメント計画共通仕様書3.(1)6.項から10.項まで)

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	1,085.4 ha(令和6年度末)
延長	汚水 17.0km (令和12年度から令和16年度までの想定調査延長)
マンホール	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
マンホールふた	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
取付管	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
ま す	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

(3) 設計条件項目（管路施設）

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		設計条件
1. 施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	施設情報の電子データ化	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	現地踏査	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
2. リスクの評価	リスクの特定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	被害規模の検討	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	発生確率の検討	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	リスクの評価	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
3. 施設管理の目標設定		<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
4. 長期的な改築事業のシナリオの設定	管理方法の選定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	改築条件の設定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	最適な改築シナリオの選定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
5. 点検・調査計画の策定	環境区分の設定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	点検・調査頻度の検討	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	優先順位の検討	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	点検・調査における単位・項目の検討	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	点検・調査方法の検討	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	概算費用の算定	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
	点検・調査計画のとりまとめ	<input checked="" type="checkbox"/> ※ ・ 無
6. 点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり
7. 修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり
8. 関係機関への説明資料作成		有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
9. 照査		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
10. 報告書作成		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
設計協議		中間打合せ 3 回
関係機関協議		0 回
貸与資料	点検・調査データ	<input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ 無
	管路施設データ	<input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ 無
	維持管理データ	<input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ） ・ 無

設計条件項目表（その2）（参考）

項 目		設計条件	
点検・調査の実施		管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
診 断	異常の程度の評価	管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	緊急度・健全度の判定	管渠	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	マンホール	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	マンホールふた	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	取付管	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	ます	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
対策の必要性検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
修繕・改築の優先順位の検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
対策範囲の検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
長寿命化対策検討対象施設の選定		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
改築方法の検討	改築方法の選定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	ライフサイクルコスト改善額の算定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	計画期間内の概算費用の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
修繕・改築計画のとりまとめ		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	

(4) 委託対象施設（ポンプ施設）

① 分流式汚水中継ポンプ場（沈砂池無し）

(1) 名称	井田川・能褒野第1汚水中継ポンプ場	
(2) 位置	田村町名越	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力(m <sup>3</sup> /秒)	計画時間最大汚水量	0.086
	既設能力（注1）	0.041
(6) 供用開始年月	平成24年7月	

（注1）既設能力＝全体計画水量×（既設主ポンプ設備能力／全体計画主ポンプ設備能力）

② マンホール形式ポンプ場（2次製品及び現場打ち）

マンホール形式ポンプ場の箇所数：131箇所

(5) 設計条件項目（ポンプ施設）

① 作業内容

「作業の有無」の欄に○印を付ける

作業内容	作業の有・無	備考
1. 施設情報の収集・整理	○*	
2. リスクの評価	○*	
3. 施設管理の目標設定	○*	
4. 長期的な改築事業シナリオ設定	○*	
5. 点検・調査計画の策定	○*	
6. 点検・調査の実施	○	
7. 修繕・改築計画の策定	○	
8. 関係機関への説明資料作成	—	
9. 照査	○	
10. 報告書作成	○	

② ポンプ施設の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」の欄に○印を付ける

施設名	土木	建築	機械	電気	対策内容
流入きよ	○	—	○	○	
沈砂池・ポンプ室	—	—	—	—	
ポンプ室	○	○	○	○	
流出きよ	○	—	—	—	
吐口	—	—	—	—	

③ ポンプ施設の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量を記入する

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	0.041	一式	—	—	0.041	一式	0.041	一式	
沈砂池・ポンプ室	—	—	—	—	—	—	—	—	
ポンプ室	0.041	一式	0.041	一式	0.041	一式	0.041	一式	
流出きよ	0.041	一式	—	—	—	—	—	—	
吐口	—	—	—	—	—	—	—	—	

既設数量 : 既設の設計水量, 台数等

対象施設数量 : 今回の対策施設の設計数量, 池数, 台数等

④ 補正

「補正項目の有・無」の欄に○印を付ける

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	○
複数施設に係る補正	○
沈砂池に係る補正	—
処理方式に係る補正	—
焼却炉（溶融炉）及び汚泥コンポスト化施設に係る補正	—

⑤ 施設情報（台帳）

「今回業務対象」の欄に○印を付ける

施設情報（台帳）		今回業務対象	
施設情報（台帳） 有	電子データ	—	—
施設情報（台帳） 無	—	新規作成	—

## 別紙16 BCP 計画（風水害編）策定業務仕様書

### 1 業務の目的

本業務では、本仕様書に基づき、風水害による大規模災害時の課題を抽出・整理するとともに、被災後に速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、BCP 計画（風水害編）を作成することを目的とする。

### 2 業務の対象

- ① 計画策定範囲 亀山市上下水道部下水道課が所管する流域関連公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業の全業務
- ② 対象施設 管路施設、ポンプ施設、処理施設

### 3 業務の内容

#### （1）基礎調査

- ① 資料収集整理  
BCP 計画（風水害編）に関連する各種計画、地震対策基本計画、マニュアル等の資料を収集して整理する。

#### （2）災害規模等の設定と被害想定

- ① 災害規模の設定  
三重県及び亀山市の地域防災計画やハザードマップ等を踏まえ、計画策定で想定する災害（浸水）規模を設定する。
- ② 施設の耐水化状況の整理  
BCP 計画（風水害編）の対象範囲内の施設の耐水化状況を整理する。
- ③ 被害想定  
災害規模の設定、施設の耐震化の状況の整理の結果及び地域防災計画等の情報を参考に、管路施設及びポンプ場等の被害想定を行う。

#### （3）非常時対応の基礎的事項の整理

災害時の BCP 計画として、下記の事項の総括表を作成する。

- ① BCP 計画の発動基準、組織体制（役割分担）、対応拠点  
BCP 計画の発動基準、組織体制（役割分担）、対応拠点とする場所をまとめる。
- ② 対応拠点と非常時参集要領  
災害対策本部を設置する場所、対策本部の要員、参集する要領をとりまとめる。
- ③ 対応体制・指揮命令系統図  
非常時対応の体制、指揮命令系統を決定する。

- ④ 代替対応拠点の概要と参集要領  
代替対応する拠点の場所、参集する要領をとりまとめる。
  - ⑤ 避難誘導、安否確認  
庁舎における避難誘導方法をまとめる。また、安否確認方法を整理する。
  - ⑥ 災害発生直後の連絡先リスト（国、県、関連行政部局、民間企業など）  
災害発生直後に連絡すべき連絡先リストをまとめる。
  - ⑦ 資機材の備蓄品、調達品リスト、調達先リスト  
資機材の備蓄しておくもの、調達するもの、及びその調達先をまとめる。
- (4) 優先実施業務の整理**
- ① 優先実施業務の選定  
災害発生以降に優先的に実施すべき業務を優先度の高い通常業務、応急対策業務、早期実施すべき復旧業務として選定する。
  - ② 優先実施業務に関する検討  
優先実施業務について、社会的に許容される下水道事業の業務の中断時間を踏まえ対応目標時間を設定するとともに、対応可能時間の想定を行う。
- (5) 非常時対応計画の策定**
- ① 非常時対応計画の策定  
計画策定範囲における非常時対応計画を実施する業務の内容と業務ごと時系列に策定する。勤務時間内外でそれぞれ計画を策定する。計画策定にあたっては、市と協議調整を図るものとする。また、非常時対応の実施に必要な各種様式を作成する。
- (6) 事前対策計画**
- ① 事前対策計画の策定（事前対策内容、実施予定時期）  
BCP 計画（風水害編）の実現に向けた事前対策として必要となる項目・内容を整理し、実施予定時期について整理する。なお、実施予定時期については、市と協議調整を図るものとする。
    - ・ 下水道台帳、図書等の重要書類の保管等における改善の必要性の検討
    - ・ 必要な物資、資機材の備蓄状況と調達体制の構築
    - ・ 他部局との協力体制
    - ・ 支援、受援体制の構築
    - ・ 民間企業等との協定の締結、見直し
- (7) 訓練・維持改善計画の策定**
- ① 訓練計画の策定  
BCP 計画（風水害編）を定着させるため、定期的な安否確認等の訓練計画（案）を策

定する。

## ② 維持改善計画の策定

BCP 計画（風水害編）の継続維持を図るため、人事異動等による体制の変更、連絡先の変更等の重要な内容について適宜更新や関係者への周知徹底ができるようなPDCAサイクルの実施を原則とした維持改善計画（案）を策定する。

## 4 報告書作成

検討した事項について報告書として取りまとめを行うとともに、業務継続計画の運用時に使用する「BCP 計画（風水害編）」を作成する。参考資料として、BCP 計画（風水害編）の策定に係る各種資料等を集成・整理する。また、3（1）～3（7）以外でBCP 計画（風水害編）に必要な項目を検討し市に提案し、提案項目について資料・情報の収集を行う。

## 5 打合せ

業務の実施に当って、事業者は市と密接な連絡を取り、その連絡事項をつと記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。また、打合せは業務着手時、中間3回、成果品納入時を予定するが、必要に応じ適宜行うものとする。

## 6 照査

事業者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査

## 7 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ・下水道地震対策緊急整備計画策定の手引き(案)(国土交通省)
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- ・下水道の地震対策マニュアル(日本下水道協会)
- ・大規模地震による被害想定手法及び想定結果の活用方法に関するマニュアル(国土交通省)
- ・下水道指針耐震計算例 管路施設編(前編・後編)(日本下水道協会)
- ・下水道施設耐震計算例 処理場・ポンプ場編(日本下水道協会)
- ・下水道BCP 策定マニュアル 2022年版(自然災害編)(国土交通省)
- ・亀山市地域防災計画
- ・三重県地域防災計画

## 8 貸与資料

業務を行うにあたり、下記資料を貸与するものとする。

- ・ 亀山市地域防災計画（令和 7 年 2 月修正）
- ・ 亀山市下水道業務継続計画（令和 2 年 3 月）

## 別紙17 要求水準未達等の措置

### (1) 改善通告

#### ① 業務改善計画書

市は要求水準書で定める水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対して直ちに適切な改善措置をとることを通告するものとする。事業者は、市が指定した期限内に改善方法、改善期限等を記載した業務改善計画書を提出しなければならない。

なお、市は事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準書で定める水準を満たしていないと認められる場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

#### ② 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づいて直ちに改善措置を実施し、月間業務報告書において、その実施状況を市に報告しなければならない。市は、改善期限後も要求水準の未達が是正されなかった場合は、再改善計画書として、業務改善計画書を変更し、再提出するよう勧告する。事業者は、再改善計画書を市が指定した期限内に提出しなければならない。

### (2) 委託料の支払い停止

市は本別紙(1)②の再度の改善要求を行い、これによっても要求水準の未達が是正されない場合は、事前に書面により通知し、委託料の支払いを停止することができる。ただし、支払い停止を行う場合には、市は事業者に対して弁明の機会を与えることとする。また、要求水準の未達が是正されたときは、市は支払いを停止していた委託料を速やかに支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

### (3) 費用負担

業務改善計画及びその改善措置に係る一切の費用は、事業者が負担する。

## 別紙18 業務引継ぎの実施方法等

業務引継ぎにおける具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。事業者は自らの責任と費用により、事業対象施設に関する引継ぎ、研修・指導等を行わなければならない。なお、業務引継期間において、市が実施する内容・方法などに不備もしくは未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、本契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。

### 1 実施計画

#### (1) 引継ぎ方法

- ① 業務引継期間における引継ぎは事業者の費用負担と責任により実施するものとする。

#### (2) 実施計画

- ① 事業者は業務引継期間の開始後速やかに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、市に提出すること。
- ② 市と事業者は、事業者が提出した実施計画書について14日以内に検討・協議し実施内容を決定する。
- ③ 実施計画書に変更があるときは、変更する当事者が速やかに相手方に通知すること。

### 2 実施内容

- ① 下水道台帳及び現地確認等による事業対象施設の位置等の把握
- ② 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握
- ③ データベース等保管情報の運用方法についての把握
- ④ 要求水準を達成するために定期的実施してきた作業の把握
- ⑤ その他市又は事業者が必要とする事項

### 3 その他

業務引継ぎの実施にあたって疑義ある場合は、市及び事業者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。